

第七十一回
国会

参議院運輸委員会、地方行政委員会、公害対策及び環境保全特別委員会連合審査会会議録第二号

昭和四十八年六月二十八日(木曜日)

午前九時三十四分開会

出席者は左のとおり。

運輸委員会

委員長 長田 裕二君
理事 江藤 智君
木村 睦男君
山崎 竜男君
小柳 勇君

委員

岡本 悟君
黒住 忠行君
高橋 邦雄君
橋 直治君
松平 勇雄君
伊部 真君
瀬谷 英行君
阿部 憲一君
三木 忠雄君
山田 勇君

地方行政委員会

委員長 久次米健太郎君
理事 柴立 芳文君
寺本 広作君
河田 賢治君

委員

鬼丸 勝之君
片山 正英君
増田 盛君
神沢 浄君
上林繁次郎君
藤原 房雄君

公害対策及び環境保全特別委員会

委員長 村尾 重雄君
理事 森中 守義君
金井 元彦君
杉原 一雄君
内田 善利君

委員

君 健男君
加藤シヅエ君
小平 芳平君
高山 恒雄君
加藤 進君
国務大臣
(環境庁長官)
運輸大臣 三木 武夫君
新谷寅三郎君
政府委員
環境政務次官 坂本三十次君
環境庁水質保全局長 岡安 誠君
通商産業省化学工業局長 齋藤 太一君
運輸大臣官房長 園村 泰彦君
運輸大臣官房審議官 原田昇左右君
運輸省港湾局長 岡部 保君
海上保安庁次長 紅村 武君

事務局側

常任委員会専門員 伊藤 保君
常任委員会専門員 中原 武夫君
常任委員会専門員 池部 幸雄君
説明員

通商産業省公害保安局公害防止指導課長 松村 克之君

本日の会議に付した案件

○港湾法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(長田裕二君) これより運輸委員会、地方行政委員会、公害対策及び環境保全特別委員会連合審査会を開会いたします。

○神沢浄君 それでは、前回に続いて質問を進めさせていただきますけれども、私は、この法案を一つとして、山国生まれでありますからなおさらかもしれませんけれども、シーバスだとか「マリーナ港区」だとか、なかなか横文字名前が

たくさん出てきて、何か外国風のマドロスさんなんかを連想したくなるんですけれども、そうしてまいりますと、今度はたんに「修景厚生港区」というような、たちまち中国風の風景に変わるのであります、どうもこの「修景厚生港区」というのがうまく把握できないんですよ。一応の御説明をいただきたいと、こう思っております。

○政府委員(岡部保君) 御答弁おくれ失礼いたしました。

確かに先生御指摘のとおり、「修景厚生港区」というのは、実は前にも御質問で私お答え申し上げたことがあるのでございますけれども、ちよつとどういう意味であるかという点、いささかわかりにくい、新しいことばのような感じがいたします。結局、ねらっておりますところは、港湾区域という考え方で申しますと、一体として港湾の活動をしなきゃならないということで海面を見るわけで

ございます。それでそれに接続する陸域のほうで、臨港地区というところを港湾の活動をする陸域であるということで、いわゆる都市計画法上の感覚でございまして、地区制をしいておる。その中でいわゆる港湾活動と申しますか、港湾として一体に見なければならぬところであるけれども、むしろ自然を保護するべきではなからうかというようなどころ、たとえばレクリエーション的にも必要であるし、その景色を保存しなければならぬ、あるいは自然を保存しなければならぬというような意味で、ちよつといままで考えておりました臨港地区の用途規制と申しますか、そういう地区の区分の考え方からいくと、ちよつと変わった考え方になってまいりましたが、これはやっぱり環境保全というものを考える際に、そういう地区も必要であるというふうなことで、その名前をどうするかというところで実はいろいろ法制局とも相談いたしました。まあ名前をつけた次第でございます。

○神沢浄君 まあいろいろ御苦心もあつたでしょうけれども、しろうと風に一口に言いますと、要するに港の中の公園ということですか、どうなんでしょうかね。

○政府委員(岡部保君) まあ一口に言くと、そういう言い方もあるかと存じますが、実は、そのこともいろいろ考えましたんですが、たとえば横浜港で山下公園というのが昔から港の見える公園で珍しい公園であつたわけでございまして、これからはああいふ緑地、公園をつくらにやいかぬという感じはございまして、あの場合に、あそここの地区だけをそういう別扱いにするのはいいかという点でちよつと疑問がございまして、むしろたえば港のはずれで、海面としては全部港の機能である、しかしその後地はむしろはずれのほうで自然を温存するべき地域だと、たとえばこれは都市公園であつたり、それから一部自然

公園であつたりするところと接触している港があるわけでございます。そういうようなところを、これは確かに港のほうでいえば、そういう別扱いにするべきところというふうな考え方の方で考えております。

○神沢浄君 時間があれば、もう少し――「修景」というんですからね、これはおそろくただ単に風景を保存するというのでなしに、金をかけて、「厚生」といふことの意味がもたらすように、まあいわば住民や労働者などのために厚生目的が達成できるような手をかけるといふ意味を持つてゐるんだらうと、こうは思ふんですけれども、そうなれば、それではそれはどこがやるんだというにもなるし、まあやるのはもちろんその港湾関係の当事者ということになるでしょうが、地方自治体ということになるわけでしょうけれども、財政面の問題やいろいろなあると思ふんですが、それはまあ多少やっぱりこういう法律をつくるからには、国がめんどうを見るというふうな考えを持つての上でしようか、ちよつとその点を伺つておきたいと思ひます。

○政府委員(岡部保君) 先生の御指摘のとおり、こつやつて港湾の新しい考え方を織り込むという以上、それに対する財政的な裏づけというものを考えながら進むというのが私も当然のことであるかと存じます。それで、これはどんぴしやりとすべて今回新しく織り込んだものに対しての国の財政負担と申しますか、補助と申しますか、そういうようなことが全部できたかと申しますと、これもしばしば申し上げておるんですが、残念ながら全部満足した姿になつておるとは申せません。

ただ、私どもとしては、いわゆる港湾の管理者の財政問題、これは非常に大きな問題がございます。まだ決して満足するべき状態じゃございません。いわゆる経常経費のことだけを考えましても、使用料収入で一般の管理費並びに起債の金利等をまかなえるかと申しますと、まだ収入のほうが支出の三分の二程度でとどまつておる、これがいわ

ゆる主要港湾の平均の値でございます。そういうような調子でございます。決して十分でない。そういういたしますと、そういう点についてもう少し考えるべきだということ、たとえば環境問題でも、いわゆる埠頭に緑地をつくる問題、環境整備施設と呼んでおりますが、そういうものに対して新しく四十八年度から補助の道を開きましたし、それから廃棄物の処理施設というふうなものに対しても新しく補助の道を開いたわけでござい

ます。そういう点でございますけれども、逆に、たとえば港内の清掃問題というふうな非常に大きな問題について補助化をしようと思つて努力をいたしましたが、残念ながら四十八年度では実現できなかった今後の問題もあります。それから、いわゆる港湾施設の整備の補助率の問題につきましても、まだまだ不備なところがございしますので、これもプラスにする方向で今後考えていかなきゃならないというのが実情でございます。

○神沢浄君 時間がわずからすから、次に進みます。地方港湾審議会というものが新しく制度化される。そこで時間の関係もありますから、私は要点だけのお答えをいたされればと、こつ思ふんですが、この種のものはその扱いいかんによつては形式的になつてしまふこともあるし、あるいは実際に目的が生かされるような実質的なものにすることもできるし、それにはやっぱり基本の考え方、員数などにつきまして、たとえば構成の問題については、住民の代表を入れるとか、あるいは港のことですから、漁民の代表などもちろんあるのかと思ひますので、漁民の代表も参加できるか、あるいはこの法律自体が環境の保全整備というふうなことに主眼を置かれてゐるわけですから、そういう方面の代表が入るとかいうふうな点を、もちろんこれは地方港湾審議会ですから地方公共団体の問題でしうけれども、国としては、そういう面でもって何か条例で定めると、こついうふうになつておるようですから、こついうふうな指導

をなさるのかという考え方をちよつとお聞きしておきたいと思ふんです。

○政府委員(岡部保君) 先生のおっしゃいましたとおり、地方の審議会でございますので、地方条例によつて具体的には定める。ただ、その条例を定めるにあつて、こついう考え方であるかという点については、私も指導していく義務があるかと存じます。

そこで、いま先生のおっしゃいましたように、たとえば港湾を利用する面での非常な考え方を持つておられる方々、あるいは環境問題についての担当の、たとえば府県の部局の方であるとか、あるいはこついう関係の権威者、あるいはいまいおっしゃいましたように、住民の代表といふものをこついう姿で入れるか、これは私もまだ、ほんとうのところ、突き詰めてどういふかこついうで入れるかという結論を得ておりませんけれども、何しろこついう住民の考え方を代表する方、こついう方をやはり入れて、この審議会というのを意義あるようになつていしなやいかぬと思つております。したがつて、こついうふうな考え方

で指導するつもりでございます。

○神沢浄君 あとの質問者の御都合もあつて、少時間がいただけのようですから、たいへんありがたいたですが、大体、地方港湾審議会の問題につきましては、国の考え方というふうなものは了解できるわけでありまして、ぜひこの法律が生かされるように、これは地方公共団体のサイドあたりからいくと、たいへん重要ななかかり合ひのあるところですから、申し上げましたように、住民なり漁民なり、あるいは環境の保全整備等の意見というものが十分反映できるような、ひとつ御指導を特に要望しておきたいと、こつ思つておりました。

それから、これは大臣に私はお尋ねしたほうがいいんじゃないかと思ふんですが、三十八条の二で、工場や事業場などに対して届け出の義務を規定してゐるようでありまして、要するに建設とか改良とか新設とか増設とかいふような問題について、届け出の義務を規定をされておるわけであ

けれども、しかしその届け出の内容につきましては、国のほうが勧告権を持つというように規定がされておるわけでありまして、この勧告権といふものの強制力といふのはどの範囲のものであるか、極端に言つと、勧告はしたけれども、聞きっぱなしで済んでしまつと、間々あることですが、その程度のものであればこの法律も生きないことになつてしまふような点が不安になりますので、その点をひとつお尋ねをいたしたいと思います。

○國務大臣(新谷寅三郎君) こまかいことは政府委員からお答えしますが、勧告はやっぱり勧告でございます。強制権はもちろんございせん。ただ、申し上げたいことは、港湾行政では、御承知のように、地方の公共団体が港湾管理者になりまして、すべての運営をやつておるわけでございます。設備もそうでございます。国はそれに対して助成をし、補助をし、あるいは国全体の立場から見まして、こつあつてほしいというふうなことにつきまして、計画をきめまして、基本方針をきめて、そしてその方針にのつとつて地方で自分のところの港湾計画をきめていくという段階になるわけなんです。したがつて、これは補助の関係もあるし、こついう基本方針の関係もございまして、従来から非常に地方の公共団体と運輸省といふのは密接不離の関係にございまして、で、絶えず、法律面にあらわれたところよりも、実際問題としては、ほんとに一体になつて港湾の整備をやつてゐるというのが実情でございます。したがつて、勧告といふようなことがございすけれども、それはここに書いてありますような場合に勧告をするという法律上の根拠を残しただけでございまして、実際上はこついう勧告によつて四角張つてものを言わなやならぬといふような場合はほとんどないといふふうな御了解いただいてけつこつでございます。われわれも勧告したんだから、これを聞かなければ補助をやるとかやらぬとか、こついうような行政措置はしておりませんし、今後もしない、両方が一体になつて港湾の整備をやつていくといふたてまえでございすか

ら、その点は御了承いただきたく思いますが、法律上の問題につきましては、政府委員からお答えいたします。

○政府委員(岡部保君) ただいま先生の御指摘のごさいました三十八条の二の「臨港地区内における行為の届出等」という点についての御説でございしますが、この第七項で「港灣管理者の長は」「その届出をした者に対し、その届出に係る行為に關し計画の変更その他の必要な措置をとることを勧告することができる」というのが第七項の規定でございしますが、これは第八項にも一つさらにつけ加えた点がございします。と申しますのは、「(第一項第二号及び第四号に掲げる行為を除く。)」というところで、一号と三号でございしますが、いわゆる「水域施設、運河、用水きよ又は排水きよの建設又は改良」という行為、それから三号では「工場又は事業場等」というものの「新設又は増設」というものについて、港灣計画を著しく変更しない」と港灣の管理運営が困難になると認めるときにつきましては、これは「計画を変更すべきことを命ずることができ」という強制権を管理者に付与しているところでございします。

やっぱり港灣管理者でございしますので、港灣管理上の非常に限定した意味では非常に強い権限を持たせて、それ以外のものについてはやはり勸告程度でとどめるべきではなからうかという考え方がございする条文になった次第でございします。

○神沢浄君 質問者がお見えになったようでございますから、あと一問だけお尋ねをさせていただきます。それは「臨港地区」という表現があります。まあこの法律に従いますと、この臨港地区には要するに法律に基づいての指導が行なわれると思うんです。ところが、たとえばかの有名な田子ノ浦港などの場合は、臨港という範圍をどの程度に定められるのかという問題が一つあると思うんですけれども、その範圍外になつてしまふと、この法律が及ばぬということになるんでしようが、しかし実際には排出される廃液その他は港をよこすわけでありまして、ヘドロが

堆積するということでもってもう港としては使えないような状態が現に現出されているわけでありまして。そういうふうなところまで手が及ばないということになりますと、せっかくの法律が十分には生きないというような懸念も生ずるのでありまして、その辺の扱いはどう考えておられるかという点が一つ。

それから最後に、大臣にお尋ねをしておきたいと思ふんですが、実は、前の際にも、私は、港がよごされたのもそれから今日環境の問題が提起されなければならぬようになったのも、別に地方の自治体や住民の責めに帰する問題ではなくて、むしろ言うなれば経済成長政策の結果として生じてきておるものであつて、したがってそれを今度清掃したりきれいにしたり、あるいはその対策の措置を講ずるといふふうなときに、たとえば清掃関係、清掃といふんですか、そのための施設の關係では国が四分の一補助するんだというふうなことがこれに書いてあるわけなんです、聞いてみましたらば、いまごみ処理場への補助が四分の一だから、水域におきましても大体その陸上に合わせなきゃいけないというふうなことで四分の一になつたんだという、これは私はお役人的というかお役所的というか、ちよつとわれわれには理解のできない考え方でありまして、むしろごみ処理場の補助金がこの補助率をきめるなどという考え方でなしに、港灣は港灣の問題として、そういう実態に即して思い切つてやっぱり方針をとられるような、そういうお考え方が私はこの法のいわゆる使命をきめていくんじゃないかというふうに考へるんです。大臣の決意などをお尋ねして質問を終わりたい、このように思ふんです。

○國務大臣(新谷實三郎君) この補助率の問題につきましては、先般来も運輸委員会等でお答えしておりましたが、今度のこの法律案を出しますについて、一方予算では全体の補助率をもう少し上げたいと思ひまして、財務当局と種々折衝をいたしました。思うようにいきませんでした。しかし四十九年度を初年度とする第五次の新しい港灣整備

五カ年計画をいま策定しようとして努力をしておる際でございまして、その際には、いまの補助率の問題にも当然触れまして、いまこの港灣管理者の財政状態が非常に窮乏しておる状態も見受けられますので、これに対してはできるだけ国の補助率を高めていかなきゃいかぬという考え方で、これからこの四十九年度の予算編成については十分努力をしようと思つておる次第でございします。また廃棄物の問題とか、その他いろいろ各種の補助率がばらばらになつて、しかも昔のままで据え置かれておるといふ状態はわれわれも適當ではないと考えております。

○政府委員(岡部保君) 先ほど先生の前に御質問のございしました臨港地区の關係あるいは環境保全の關係でございしますが、臨港地区と申しますのは、従来の考え方ですと、いわゆる都市計画法の建築基準と申しますか用途規制と申しますか、そういうふうな考え方が主体でございしました。今度は行為を規制すると、先ほど御質問のございしました点も入つてきたわけでございしますけれども、いづれにいたしましてもやはり港灣管理者という立場が非常に強く出るものでございしますから、非常に限定された範圍になる。そういういたしますと、いわゆる汚染の源であるものを包含したもう少し広い区域の問題をどう考へるかという問題が出てくることは確かでございます。そこで私もとしては、いまのところ、この考え方についていろいろ議論をいたしました、やはりたといは水質保全の法律であるとか等々のいわゆる一般の環境保全行政、これは主体が都道府県知事にあるかと存じますが、そういうものでその保全をしていただいて、それでその続きの港灣では港灣管理者というものが責任を持つという体制にせざるを得ないということに一応踏み切つたわけでございします。

○委員長(長田裕二君) 加藤シヅエ君。○加藤シヅエ君 連合審査の委員会において問題になつております港灣法の一部改正に關する法律案、このことに関連いたしまして、なお公有水面

の一部改正、この法案と、そしてこの改正の及ぼします環境の問題、この問題に關しまして少し伺いたいと思ひます。

環境庁長官がいまおいでになる途中だとか伺つておりますが、私は公害委員会におります關係上、たいがい問題はそちらのほうに重点を置いて伺つてまいりたいと思ひます。

私は、港灣法というふうな問題は、私の所屬しております委員会とはたいへんかけ離れておりますんで、至つてしつうと的な意見しか持つておれないわけでございします。ただ私が今日あえてこの連合審査に出まして少し伺つてみたいと思ひましたのは、数年前のことでございますけれども、埋め立ての問題につきまして運輸大臣の権限というものは非常に大きな権限を持つていらつしやいまして、その権限の使い方がいかによつてたいへんに大きな影響を与えるものであるということに承知いたしましたわけでございします。したがしましてその運輸大臣の権限というものは、正しい方向に向かつてはもつとも強く使つていただかなかちやならない。公有水面の埋め立てなんかの問題にいたしましても、私の経験いたしましたところでは、運輸大臣がたとえばこういうところは埋め立ててはならない、これは環境の問題あるいは文化的な問題、いろいろな問題でたいへんに影響があるから埋め立ての許可をしてはならないといふに思はれてまして、許可権をお与えにならないというふうな処置をおとりになりましたも、それを与えないという、禁止しておくと、ストッブをかけたという、そういう権限というのは一体どのくらい長く効果があるものか、それがわからないうでございします。

それで、現在の時点において運輸大臣は許可しないとおつしやいまして、たまたまその運輸大臣がたいへんものわりのいい方であつて、それでよくわかつてくだすつて許可を与えないでおいでくださつても、おたくのほうの大臣というのは実によくわかるんでございしますね。あれはほんとうに困ることで、やつと話のわかる大臣がストッ

プしてくださったと思つても、半年ぐらいたつともう別の大臣がお出になる。そうすると、またすぐそれに対して反対の運動をやっている方がどんどん運動を持ちかけますと、今度は運輸大臣がぐしゃぐしゃになつて、一度ストップをかけたものも、そうではないような態度をお見せになるというふうなことになる。これは大きな影響を及ぼすことであるのに、そんなにいいとか悪いとかということが簡単に変わるといふようなことでは、これは困るわけでございます。運輸大臣のそういう許可を与えるとか、ここには与えないとかいう権限というのは、どのくらいの年限的に有効な権限なんぞでございますか、それをちよつと伺いたいと思ひます。

○国務大臣(新谷實三郎君) 運輸省で所管しておりますのは、港湾行政でございます。埋め立ての關係の法律案がやがて参議院にも回つてまいりますから、その際には建設省と一緒になつていろいろ問題についてお答えをしなければならぬと思つておりますが、港湾外の海岸の埋め立てというものは主として建設省で受け持つております。私のほうは、港湾を整備いたしますために必要とする埋め立て、これを主として受け持つておるのでございます。港湾ですね。

それで、いまいろいろお話がございまして、過去の埋め立てというものがはたして今日全部よかつたかどうか、あるいは必要以上埋め立てを許可したのじやないかというふうなことにつきまはして、これは衆議院の段階でもいろいろ御議論がございまして、お答えを率直にいたしました。いま埋め立ての権利を与えても、まだそのとおりに埋め立てをしていないというふうなところ、そういうところもございまして、で、こういうのはどうするのか、これは知事が許可をするわけでございますけれども、その知事に對しまして行政指導をして、そして現在の状況にふさわしくないようなものにつきましては、再検討をいたしますというのを申し上げておたつたわけでございます。

私のほうで原則的に申しますと、これは御承知だと思ひますけれども、いま海上の荷動き、つまり海上の輸送需要というものが非常に大きくなつてきております。これは世界貿易があつて自由化されました結果、世界的にふえてきている。それに伴つて国内的にも内航海運に依存するやうな部分が非常にふえてまいりまして、これは流通機構の一環でございますから、どうしてもこれは整備しなければならぬという状況でございます。で、ございまして、私のほうは、日本の国民生活及び国民経済の発展というものに伴ひまして、そういうものはどうしても整備しないと、非常に立ちおくれていくというものが実情です。港湾は、この間も申し上げたのですけれども、一番わかりやすい例が、世界じゅうの船が日本の港で荷役するまでにどのくらい待つていなければならぬかという、平均四十時間というのです。四十時間たないで、港に船が入つてきても荷役ができません。ということは、輸送需要に對しまして港湾設備が非常に足りない、また港湾設備が貧弱だと思ひます。港湾の整備をやつていかないと、そういう国民生活及び国民経済の上から見ての需要に對應できないということでございます。ですから、私も必要な港湾の整備ということはどうしてもやらなければならぬ。その点におきましては港更整備の上ではやはり埋め立てというのが若干伴ひます。その点はこれはやつていかなきゃいけない、こう思つております。

ただ、その場合に考えなきゃならぬことは、ただ経済成長型だけで、明治初年から日本の港湾はだんだんに整備してきたんですが、いままでのような考え方は港湾整備というものをやることには今後はいけません。今度の港湾法の改正にあたりまして、その点につきましては十分に考えまして、環境の保全、公害の防除というやうなことを大きな港湾整備の目標に立てまして、今度いま御審議願つております港湾法の改正案も、そういう点を十分考へていたしますということを表明いたしまして、そして御審議を願つてゐるわけ

でございます。やがて参議院に回つてくるといういます公有水面埋立法、これにつきましてもこれは非常に古い法律でございます、大正時代の法律でございますけれども、この全面改正をしなければならぬのですけれども、やはり社会的な事情というものは、いま申し上げましたやうな埋め立てについても、やはり環境の保全、公害の防除ということを十分考へてやらなくちゃいけないということ、埋め立てについての免許の基準というものを法律で示したのでございまして、その中には、いま申し上げましたやうな意味で、いままでの埋め立て、ただ埋め立てて土地をふやすんだということだけではいけない。その場合には環境の保全も考へなくちゃいけないし、公害の防除ということについても十分に意を用いてやらなければいけません。そういうことを強調した法律でございまして、両者歩調をそろえまして、いま御心配になつておりますやうな点がないうに努力をしようということ、改正案を出してゐるわけでございます。

○加藤シツエ君 いま運輸大臣から御答弁をいただきましたのでございまして、運輸大臣のおっしゃつたことは、結局、この港湾法というのは昭和二十五年に制定されて、その時分はとにかく所得倍増が最も盛んな時代でございまして、それから、すべての政府の政策というのは経済成長というほうにまっしぐらに進められていて、それが当然のこととお考へになつたんでございまして、また国民全般としてもそれをあえて否定するといふやうな考へ方はあまりなかつたわけでございますから、それに対してこういうやうな法律ができてゐるというやうなことは、一般の国民にはあまり関心がないことというところで通つてしまつたわけでございます。しかし、その方向が非常にどんどん進められましたことは、結局、いま大臣がおっしゃつたやうな船の出入りが非常に激しくなつた。それに付随して港湾の整備が非常に必要であるということもなつたこととございまして、水面の埋め立てということがどんどん行なわれて

いつて、それも経済発展のために最も必要なことであつて、ことに外国との競争場裏に立つ場合には、日本のやうなこの狭い国成ではどうしても埋め立てによる港湾の拡大的な成長という規模の拡大、それに非常に運輸省は重点をお置きになつたと思つてございまして。

それで、私は昭和四十三年のころのことでございますが、そのときに私は鳥類保護連盟とか野鳥の会とかに關係してございまして、そういうやうな自然保護の問題に非常に教へられてゐるわけでございますが、こういう方々の声を始終聞いておりました。鳥類のやうな鳥は、渡り鳥がたまる場所というのは、これは絶対に必要なものであつて、それはこの場所がもう埋められてしまつたら、あつちのほうの別の場所にかわつてくれということではできないことなんぞでございますから、そこに与えられた自然の環境というものはそのまゝの形で残していただくかなくちゃいけないという問題が起つてゐるわけでございます。その当時、そういう問題を取り上げましたときには、何か一部のベットの問題みたいに、鳥をかわいがつてゐるなんていうことはベットのかわいがつてゐるという問題にしか、小さくしか理解できない向きが少かつたのでございまして。したがつて私もが野鳥の会や鳥類保護連盟のたくさんの方々の要請に應じまして、港湾の埋め立てについて運輸省といふいろいろな折衝いたしましたときには、もう全然御理解がなくて、そんなことは非常につまらぬ小さなことだということを始終聞かされてました。

そして特に私忘れられないのは、東京湾はこれほど埋め立てるのが日本の一番大切な国策であるんだと。それでそんなところで海水浴なんかできないとか、干がたなんというものがなくなるなんというところは問題にならないんだと、もし海水浴がしたかつたら北陸のほうの海に行つてしたらいじやないかと、こういうことさ言われたんです。その北陸の海もどうなんぞございまして、今日はもう油でどんどんよこされてあまり

海水浴もできないし、魚もよこれと。こういうようなことが一度に南にも北にも東にも西にも起こって、いま厚生省が一番頭痛はち巻きでございませうけれども、運輸省だつてずいぶんこれは責任があることなんでございませう。お役所としては別に関係がないみたいな顔をしていらつしやるけれども、やっぱりその時分の運輸省の、こういうようなことについて、もつと、たつた十年か十二年先の話、その中でもう少し先見の明があつたら、きょうこんなひどいことにならないで済んだのかもしれない、こう思うわけでございませう。で、私がいま一番伺いたかつた最初の質問に對してはつきりしたお答えがなかつた。つまり運輸大臣が公有水面としてここは許可を与えるとか与えないとかということは、知事が許可を与えるその前に、運輸大臣のもつと大きい権限があるというふうには私は理解してゐるんです。運輸大臣がノーとおっしゃれば、地方自治体の長は申請者に對して許可を与えることができないわけなんです。

それで、私は、特に重要と思われるところは、運輸大臣のノーというお答えをいただいているわけなんです。これは東京湾の新浜の御嶺場の前の、この辺の野鳥のための足場をとつてほしいという、そういう要求から起つたことでございませうけれども、そのときにいろいろの折衝がございまして、運輸大臣はあるところを港湾の中で点線にしておきになって、それでここはとにかく埋め立ててくだすつては困りますと、ほかはいろいろ譲歩いたしましたけれども、ここは埋め立ててくだすつては困りますと、それで運輸大臣はこれは許可は与えないとおっしゃつた。これはいつまでもこういうふうにして守つていただけませんかと言つたら、昭和五十年までとにかく埋め立て許可をしない方針だということを言われたのでございませう。それで、その五十年までと言われたら、そういうことは五十年になつて、ここをまた埋め立てられたら何にもならなくなつてしまふので、そういうような許可権というものの永続性というものは、法律上どういふふうになつてゐるのでございませう。

か。それをもう少し詳しく説明していただきたい。○政府委員(岡部保君) お答えを申し上げます。ただいま先生のおっしゃいました公有水面埋め立てのいわゆる大臣の認可権限というものがどういふふうな永続性と申しますか、があるかという御質問でございませうが、話を決してそれらわけじゃないのでございませうけれども、まわりからお話を申し上げたほうがいいと思つたのですけれども、私も、先ほど大臣申しましたように、運輸省の所管いたしておりますのは、港湾区域内あるいは公有水面埋立法で港湾と指定された区域の中の埋め立てが当方の権限になつておるわけでございませう。

そこで、先生おっしゃいましたように、この公有水面を埋め立てする直接の許可をおろすのは都道府県知事であり、港湾区域内の場合は港湾管理者の長であるわけでございませう。したがつて、その地域であれば千葉県知事ということになるわけでございませう。そこで、その許可をいたしますに先立つて、たとえば大規模のものである、あるいは埋立法で港湾を甲号港湾と乙号港湾といつておられますが、甲号港湾の埋め立ての問題、あるいは乙号港湾の中の埋め立ての問題にいたしまして、港湾の今後の情勢に非常に大きな影響を及ぼすというふうな判断のあるものについては、大臣の認可を求むることになつておりました、したがつて許可を与えるに先立つて大臣のところへ申請してくる。そこで、先ほど先生のおっしゃいました、大臣がこれでいいかどうかという判断を下すわけでございませう。

ところが、事態はどうなつておるか申しますと、現実の問題といたしましては、港湾区域内の問題といたしましては、むしろ港湾計画が先行するというのが事実でございませう。そこで、港湾計画というのはいくつかあるかという点について御説明申し上げますと、港湾計画というのは、港湾管理者の長である、やはり千葉県知事になります、が、お立てになる。そこで、これは今回の御審議いただいております法律によりますと若干

手続が変わりますが、まあ現行法でもそう変わつてはおりませんが、現実の問題としては千葉県知事が一つの計画の原案をおつくりになる。そこで、これを現行法で申しますれば、必要と認めれば大臣がその計画を提出してくださればいいと願ひます。そうすると、提出されたものについて、中央で港湾審議会というのがございませう、そこで審議をいたしまして、この港の計画はよろしいということになるわけでございませう。

それから、今度の改正法をお認めいただければ、これは重要港湾以上であれば必ず提出しなければならぬという義務が出てまいります。それで、それに対してやはり同じ中央の港湾審議会というものでこれを審議して、それでこれがよろしいということになれば、運輸大臣が公示をする。何港についてはこういう計画を持つんだという公示をいたします。それから各港湾管理者はその線に沿つて港湾を整備するということになります。

その整備の内容として、たとえば一つの新浜でございませうか、あそこを埋め立てという計画が、港湾計画としてたとえば目標が昭和五十年の目標である、あるいは五十五年までにこの千葉港といふものをこういうふうにならしていくんだという計画であるとなれば、その計画の中にそういう埋め立て地が含まれていないとすれば、これはもうこの埋め立てをいたしたいといつても、その計画を変えない以上は絶対に私どもは認可はしない、よつてもうお断わりいたします。したがつてその公有水面埋め立てで認可をいたしてしまつと、これは言うなればこの埋め立て事業が竣工する、土地になつてしまふといふときまで、これは特別なことがない限り、取り消すという形式にはならぬわけでございませう。したがつて永久的に続くと思つて、ほんとうに必要な期間はずつと認可の効力は続いてしまふといふふうにお考えいただくべきだと思ひます。

ただ、その前にある港湾計画という点で、この港湾計画というものはもう絶えず変わつております。たとえば先生先ほど御指摘ありましたように、われわれは確かに東京湾に對しての感覚が、環境問題等々についていささか考えが及ばなかつたといふのは私もいま反省しておるところでございませうけれども、そういう点で、ある時点で考えた計画というのがもう現時点では直さなければいかぬという問題がございませう。そういう際に港湾計画のほうでまず直す。それで、その港湾計画の中に含まれてゐる埋め立て、これはよろしいということになつたら、それは今度は埋立法の問題ということになつて、具体的に別途公有水面埋立法の手続に入るといふことになつてくるわけでございませう。したがつて、やはり先生のおっしゃいました、一体いつまで続くのだと申す問題は、港湾計画で昭和五十年であるとか五十五年であるとかという目標でこういう計画を立てたという時点においては、その年限、年次まではそれに含まれていないものは一切やらないといふ一つの保証を与えておる。ただ、それを絶えず検討し直しては、場合によつては改正していくといふことで、それをまたあらためて港湾審議会の議を経て改めていくといふことはあるわけでございませう。

○加藤シヅエ君 港湾審議会というものが改めればその計画が変わつていくといふお話でございませうが、港湾審議会というものは環境の問題についての発言をなさるような方がどのくらいの割合で参加していらつしやるのでございませうか。そしてその審議会の委員の任期というのは、どのくらいひんぱんにかわるのでございませうか、そこをちよつと伺ひます。

○政府委員(岡部保君) ただいまのはまず関係官庁の職員といふものが出ております。これは事務次官が一応委員といふことで出ております。これが約十名おりますが、これの中に環境庁事務次官が入つておられます。そこで当然そういう御発言が最近もありまして、また事前に役人同士の幹事会といふのがございまして、これは課長レベルで事前に付議される案件について各省の考え方をいたしますが、最近、はつきり申し上げて一番問題

になるのは環境問題でございませう。したがって各省も決して環境問題で、こんなのはいいやというふうな考えはもう全然ございませんで、もうむしろ環境庁のお説に、どういふふうにこれを直すべきかというふうなのが非常な議題になっておることは事実でございませう。

それから、委員のほうで、この関係行政機関の職員という以外に民間の方々、これはいいわゆる全般的に学識経験者ということにいたしておる。ただ、その中には、何と申しますか、ほんとうの港湾の計画の学識経験者ということで、これは運輸省の港湾局の先輩でございませうが、最近非常に環境問題を一生懸命やっておられます先生がおられたり、それからいわゆる経済学者でしかもやはり環境問題というのを大いに考えるべきだというふうな考え方に立っておられる方、あるいは、たとえばこれはちよつとあれが違ひますけれども、海難防止協会とかそういうところの理事をしておられる方で非常に安全あるいは環境という問題に盛んに関心を持って御発言なさる方々等がおられますので、これは全体の数から申しましたら、これは確かにむしろ少数でございませう。そういう明らかにこれは環境問題の発言をされるという方の数からいいますと少数でございませう。ただ、この審議会は非常に技術的なというか、具体的な問題でディスカッションいたしますので、いわゆる採決で多数でめるとか、そういう考え方はございませんで、もうほんとうにとことんまで議論し合つて、それじややういふことで考えようというふうな審議形態をとっておりますので、したがって、そういう意味では最近も現実の審議会の議論でもやはり環境問題というのは非常にウェイトが大きいということはつきり申せると存じます。

○加藤シヅエ君 環境問題の審議の際に、ウェイトが非常に重くなつたという御説明は心強いことだと思ひますけれども、必ずしもそれを伺つただけで安心はできないと思ひます。これは全国的にたいへんに広く波及しておりますし、現実の問題として刻々と方々に新しい具体的なプランが持ち上がつておりますから、私はなお心配な点はあまり解消できないわけにございませう。

特に、昨日、田中総理大臣が参議院の本会議におきまして、いまの魚類のいろいろ汚染の問題やなんかで、国民全体が、漁業従事者もたいへんな生活権の問題で、消費者の面でもたいへんな問題で、いろいろと各党の委員がそれぞれつばな発言をなすつたんでございませうけれども、総理大臣の御答弁というのはいつても何か食い違つております。まるで発想の基礎がやはり経済成長のほうにより重要だと、重大な点だと、それを信じていらつしやるらしいんでございませう。で、いろいろ日本のために心配なさることはまことに当然であり、けつこうだと思ひますけれども、ほんとうに日本のために心配をなさる、国民の生活を守ろうというほんとうのお考えがやはりありますならば、総理大臣はもつとも深く御勉強なさいます。今日、今日の時点においてどういふところがほんとうに大事なのかというところの発想をどうしても変えていただかなければならぬんでございませう。けれども、ああいふお考えをお持ちになつていられる総理大臣が上にいらつしやうて、それでいろいろの、環境の問題でもさうでございませうし、それから今度国土総合開発の問題でも、結局、最後は、総理大臣が一番上の最高の権限を持つていらつしやうてということになりますと、最後は経済成長優先というところにきめられる心配が多分にございませう。岡部港務局長、私の記録にございませうとあり、四十三年十月二十五日にいろいろ御説明くださいますと、そのときの御説明といたまいふ変わつて、局長におきましては心境の変化大いにあるものと私は認めますから、どうぞあなたが重要な立場にいらつしやるので、その新しい心境のもとに新しい御理解のもとに、環境の問題は国全体に一番重要な問題だというその観点で、この公有水面埋め立ての問題あるいは港湾の整備の問題についても御発言を進めていただきたいと、私は特にお願いを申し上げます。

それから、その次に伺ひたいことは、港湾の問題として公有水面埋め立ての問題でございませうけれども、その埋め立て地を利用する問題について、生活環境の破壊というところは十分に今後は考慮しなくちゃならないと、いま港務局長のお話でございませうが、その住民の権利というものの広さというものをどの程度に押さえていらつしやるか、ごく一部の、すぐそこに直面した人の住民の権利というふうなことはいままでも言われておりましたけれども、その背後のほうに、非常に広く環境の変化によつて影響を及ぼされる面があるということ、それはどのくらい広く、深く押さえていらつしやるかということ、それが一つ。

それからもう一つは、港湾の問題、公有水面の埋め立ての問題は直ちに漁業に従事している方々の生活権に密接に関係いたします。で、従来は補償の問題というところにすぐにならぬうちに簡単に結びついていって、漁業に従事していらつしやる方々はもうどうせ海はよれたと、もうこれは商売がえをしなければならぬから補償を早くもらへばいいというように、早くあきらめていらつしやる面も東京湾の場合なんかには見られたと思ひます。そういうような場合に、いままでの補償というものは漁業の組合という一つの団体を目標にして補償が行なわれていたやうでございませうけれども、これでは非常に不十分でございませう。外にこぼれているようないろいろの種類の、やはりそこで生活権を持つていらつしやる方々がいろいろございませう。そういうような問題をどういふふうに把握していらつしやるか、それを伺ひたいと思ひます。

○政府委員(岡部保君) ただいまの先生の御質問でございませうが、現行の公有水面埋立法というものでまず申し上げますと、水面に関する権利者と申しますか、これを非常に法律でつきり限定をいたしております。そこで水面に関する権利者というものは、その埋め立てられる水面もしくは埋め立てるためにまわりに工事のために占用するやうな区域が出ます。そういうやうな非常に限定された範囲の水面に関する権利者ということで、いまおっしゃいました、たとえば漁業者、こういうもの、いわゆる漁業組合の単位での漁業者になります。が、そういう方々、あるいはその公有水面から水を引いておるといふやうな方、あるいはそこへ水を排出しているといふやうな方、そういうやうな非常に直接的な権利者だけが直接の権利の対象であつた、これが法律的な厳密な解釈でございませう。

ところが、現実にはなかなかそうはいりませう。たとえば漁業者の例をとりますと、実際にこの区域に漁業権を持つていないけれども、すぐ隣で漁業を営んでおる、非常に影響が出るじやないかというふうなことで、現実の問題としては、先ほど先生のお話のございました補償という問題では影響補償というのを現実に支払つておるのは事実でございませう。ただ、現実の法律的にいへば、そういう非常に範囲が狭かつた。そこでこの点についてはどうも私もどうも何かおかしい、こういう点については何か考えなきやいかぬということ、これは昨日の衆議院の建設委員会でも御採決いただいたわけでございませうが、公有水面埋立法の一部改正をいたしております。その中では直接の権利者というものについては考えを変えておりませうが、埋め立ての問題が出願された場合に利害関係を有する者は意見書を提出することができると、知事に対して、そういう項目を新たにつけ加えました。この利害関係者というものは、これは決してこういう非常にシビアに狭い範囲に限定いたしておりませう。そこで都道府県知事が出願がありませうと、こういう出願があつたということを示したしまして、それを見て、これはわがほうに大いに関係があるといふことならば意見書を提出する。この意見書を提出するといふこと、これにとどまつておられますが、これは当然意見書が出た以上はそれを慎重に扱つていふことは当然でございませうけれども、そういうやうな一歩前進した改正をしようといふことにいたしております。

す。

したがって先生のいまおっしゃいました、確かに問題に関連した、周辺の方々が、たとえ先ほどの話の具体的な例で申しますれば、野鳥を守る会という会があつて、それでこの埋め立ては反対なんだということをおっしゃる。ところがいままでは直接の権利者であるとは言えなかつたわけですが、ただ、こういう改正をいたしますれば、当然これはいゆる利害関係を有する者という立場で、その御意見は法的にもおっしゃれるという根拠を今回の法改正で入れようという考え方でございませう。したがってどうもこれではまだまだ足りないといつておしかりを受けているわけではございませうけれども、少なくとも一歩前進であるといふことは確かである、こういうふうにご考慮しております。

○加藤シヅエ君　ただいまの局長の御答弁で、自然環境の問題で発言をする人の立場というものが法的に認められるということをお願いしたのは、たいへんな進歩であつたと私も喜ぶわけではございませうけれども、残念なことには、ちよつとすいぶんおくれたわけではございませう。局長がもう少し前にこのことに気がついていただければほんとうによかつたと思ひますけれども、すいぶん手おくれでございませう。ですけれども、まだまだこれからこういう問題はあちこち全国的にたいへんたくさんございませうので、どうぞそういう自然環境、直接の経済的な利害関係というものが何にもそこに見えませんが、国民全体の保健の問題、環境の問題については非常に重要な地位を占めるものとしてこれを認めてくださるということは、たいへんな進歩であつたと思ひます。

次に伺ひたいのは、公有水面埋立法の問題でございませうけれども、施行令の第十六条に「都道府県知事ハ埋立ノ免許ヲ受ケタル者に埋立スヘキ埋立地ノ価額ノ百分ノ三ヲ埋立ノ免許料トシテ徴取スヘシ」といふことが一つ、それから第二項に「埋立地ノ価額ハ埋立ノ免許ノ日ヲ標準トシ比隣ノ土地ノ価額ヲ参照シテ都道府県知事之ヲ認定ス」といふようなことが書いてあるのをごいませうが、

この点で伺ひたいのでございませう。

運輸大臣も御承知のとおり、東京湾の埋め立てというのはこれはもうたいへんに大きな面積の埋め立てでございまして、私もまだ埋め立てが手をつけられないときに、鳥類の観察の關係でそこへ参りました。そうしてどんどんと埋め立てが行なわれていくその姿をはつきりとそこで見たわけではございませう。そうしてそこには広い沿海に日本のありとあらゆる大手の企業のテント張りみたいな、出張所みたいなものが見えたりして、日本の大企業といふものを一目で見たかつた。あそこに行つてみれば全部の出張所があるといふような形でたいへん盛んなことだと思ひました。これを見ていると、日本の将来といふものは大企業が全部しよつていっているみたいで、ここをどんどん埋め立てるといふことによつて大企業が發展するといふことはすなわち日本の經濟が發展することであつて、たいへんいいことだといふふうな解釈で、なされていたように見受けました。私はそう思ひませうでしたけれども、そういうふうなふうに出ていたわけではございませう。

そうしてその時分は、地方自治体の長になる方もあるいは自治体の議會、県議會なんかの議員の方々も、やはり多数の意見といふようなものは、そういうことが非常にいいことだといふふうな考へて少しも疑われないといふようなことではございませうけれども、こゝで一番問題になりますことは、公有水面の埋め立ての免許といふことなんではございませうが、これは「元來私人の所有に属しない公有水面を、排他的、永久的に埋立て、」しまつて、

そうして「埋立免許出願者に所有権を賦する特許に属する行政処分である」と解されている。これはこの問題について非常に強い関心をもつて意見書を出してあります日本弁護士連合会の意見書の中にいわれていることではございませうが、これは私たちがほんとに言ひたいところなんでございませう。だれにも属してない水、それを埋め立てた人が許可さえもらえば、今度はそれが土地になつて

あらわれてきて、その土地から生まれる利益といふものはもう膨大なものであつて、それが全部私的なものに属されてしまふわけですから、この埋め立ての免許といふことはもうほんとに大きな権限なんで、与えるときには十分に考慮して与えなければいけない。公共の、公有の、おとんとさまたか雨とかといふものと同じような、水といふようなものが一私業に属してしまつて永久に私有物になつてしまふ、こういうような問題の免許といふことでございませうから、国民の共有財産を一般に廉価で永久に特定の私人の所有にすることを認める行政処分として、こういうものがいままでも存在していた。そして一ぺんこれを埋め立ててしまつと、回復することができないわけではございませう。これももうほんとにうよく銘記していただかなかつたやうなものでございませう。

こういうようなところに免許を与えるということについて、その利害關係といふものを十分に慎重に考へていただかなかつたやうなわけではございませうが、その免許のときの埋め立ての免許料といふものは「百分ノ三ヲ埋立ノ免許料トシテ徴取スヘシ」といふのでございませうが、これは例をとつて、東京湾の千葉県が扱つております埋め立てに對して百分の三といふのは、一、金額にして幾らぐらゐを納めたのでございませうか。

○政府委員(岡部保君)　まことに申しわけございませうが、ただいま先生の御指摘の點に對する資料を本日持つておりませうので、御必要であれば至急取り調べさせませう。

○加藤シヅエ君　いま答へていただかないといふへん困るわけではございませう。これは連合審査で、この機会以外にまた別の機会をさがして質問しなかつたやうなわけでは、そのとき、もう一つ答へていただきたいたひは、埋め立て地の価額は、埋め立ての免許の日を基準にして、その隣近所の土地の価格やなんかを参照して都道府県知事がこれを認定するといふのですから、いまみたいな土地の価格がたいへんに上がつているときは、あの時点で埋め立てたといふときは、おそろくひどい安い

価格で見たのじゃないかと思ひますのでございませう。これはぜひ一般の国民が知りたいところだと思ひます。あんなにたくさんのものを埋め立てちやつて、あんなにたくさんの公有水面が私有物に歸してしまつた。そしてそれがどんなに安い価格で手に入つたかといふこと、これはもうほんとにみんなが知つておくべきことだと思ひますので、ぜひこれは具体的ににお調べになつた上で答へていただきたいたひと思ひます。そしてその時分、近隣の土地の価格をどのくらいに査定なすつたかといふことも知らしていただきたいたひと思ひます。

それで、環境庁長官がおいでになりましたので、長官に對して質問いたしたいのでございませうが、今度のこの改正の案の中で、環境に及ぼす影響が非常に大きいといふことはいま港灣局長からもいろいろ新しい御認識について御説明を承りました。それで、環境庁長官の意見も徴するということとがここに書いてございませう。長官はただ意見を聞かれるといふことだけで御満足なんでございませうか、やはりもっと強い権限をそこで持つべきだといふふうにお思ひにならないんでございませうか、その点を長官から伺ひたい。

私も、いま環境の問題がこんなに重要でございませうし、港灣局長は環境の問題も法的根拠のあるものとして今後は認めるとおっしゃつたので、それから、たいへん心強いのですけれども、環境庁長官がそこになだんだんすわつていらつして意見を聞くだけじゃほんとに心細いのです。やはり認可、許可権といふものに一枚環境庁長官が加わるべきだと思ひます。そういうふうなぜひこれは直していただかなかつたやうな。この点を伺ひます。

○國務大臣(三木武夫君)　港灣計画の基本計画を立てますときは協議をしなければならぬ、協議でありますから環境庁長官が環境保全上同意できないときには、その港灣の計画といふものは実施できぬといふことになるわけではございませうから、加藤さんの言われるやうに、そんな弱い権限だとは思ひます。

○加藤シヅエ君 三木長官は副総理という資格をお持ちになった長官でございますから、その長官が御在任中はまあ少しは安心ができますけれども、環境庁長官というのはよくおわかりなりまして、必ずしもいつも出ていらつしやる方が強い発言権をお持ちになるとは、いままでの短い経験でも私はそう思いません。たとえば最初の第一の長官は非常に強い発言権をお持ちになったのですけれども、で、国民は非常に満足をしておりまして、聞くところによりますと、ああいう強い発言をなさると閣内でもあまり評判がよくなくて、おまえ言い過ぎるといふふうにずいぶんつかれていらつしやるというふうな、そんなふうな状態でございまして、それで、いま副総理がすわつていらつしやるからいいので、そうでない方が長官におなりになったら、ただそこに並び台に置いたように並んでいたのでは、これはとても押えられるものではないんです。やはりここに認可権を一枚必ず加えていただかなきゃならない、そういうふうにお変えになる気持ちはないんでございまして、もう一度伺います。

○国務大臣(三木武夫君) これは環境庁長官の個人がどうだということではなくして、その背景にはやはり国民の意識の変化がある。環境の保全というものを昔はむとんちやくに過ごした時代がありましたが、今日はそうはいかない。至るところ、やはり一つの地域における国民の住民パワーといえますか、そういうものはやはり環境問題でしよう、いま起こつておるのは、それは大きなやはり意識の変化を認めるを得ないわけですから、環境庁長官の個人の力関係というよりも、環境の保全ということとをあと押する世論の背景というものが全然違つてきておる。だから加藤さんの御心配になるようなことはないし、またこの港湾計画の場合においても、いろいろ地域住民の意思をくみ取らなければならぬことにもなっておりますから、そういう心配は私はないと、この条項で十分に環境庁長官の力の足りないところは、いわゆる

環境保全をしるという国民的世論、やはりこのあと押しもあるわけでございますから、私は心配はないと思つてございまして。

○加藤シヅエ君 長官は、国民の世論を背景にして非常に強い発言ができるとおっしゃいましたが、私は、ほんとうは法律の上でそういう強い立場をここに明記していただくことのほうがほんとうに必要なと、いまでもその考えは変えませんが、最後にもう一つだけ伺いたいのは、日ソ渡り鳥協定が次の国会にはきつと上程されるだろうと思つております。それで、それまでの間に、この渡り鳥協定の案件の中にいろいろ書かれておりますのは、ソ連と日本との間の渡り鳥のいろいろの生息地、休養地というふうなところは、これは法律的にこの協定の上で保護されなければいけないということが明記されておりますから、それはぜひ守つていただかなければなりませんけれども、やはり公有水面の埋め立てとか、港湾のいろいろな整備の変化とかいふようなことが直接に結びついてまいりますので、そういう点でどういう御認識をお持ちになつて、どんなふうにご日ソの協定に対して十分にこたえられるようなことをなさつていらつしやるか、それを伺つて私は最後の質問といたします。

○国務大臣(三木武夫君) 加藤さんの御指摘のように、日ソ渡り鳥保護条約は合意に達しておるわけですから、次の通常国会で批准を求めることになると思いますが、渡り鳥といふものは生息地といふものを離れて存在しないわけですから、生息地の環境を保全するということは、この条約の義務をわれわれが履行する場合には、欠くことのできない一つの要件になりますから、いま御指摘の協定という中に、渡り鳥の生息の環境を保全するといふことは重要な項目の一つだと思つておりますので、生息地の保全には万遺憾なきを期したいと考えております。

○委員長(長田裕二君) 小平芳平君。小平芳平君 初めに、通産省からかあるいは運輸省からか、漁船によつて港を封鎖されて企業が

操業中止になつた、で政府の姿勢としては、現状において水銀やPCBの発生源工場が操業を中止する必要がある、規制値を守つて限る限り中止する必要がある、こういうふうな政府が盛んに発言をしていられるときに、一方で漁民によつて実際に操業中止をし、そしてまた補償の交渉に入るといふことが毎日報道されておりますが、このような点についてどう報告を受けておられますか、調査をされておりますか。

○政府委員(齋藤太一君) 私どものほうの通産局等を通じて調査いたしましたところによりますと、今月の二十日から二十五日まで岡山県の水島地区にございます四つの、電解法によります苛性ソーダを製造いたしております工場が県当局の御要請によりまして操短をいたしまして、二分の一の操業をいたしておりますが、さらに一昨二十六日に漁連と補償の——補償と申しますか、見舞い金等の交渉に入りまして、その交渉が続く間、操業をストップするといふふうな漁連、県、企業側の間で話がつかまつて、一昨二十六日、昨二十七日と操業がストップいたしておりますが、その後話がつかまつて、きようの正午から再開するといふ予定になつておるようでございまして。

それから、四国にございます東亜合成化学工業の坂出工場におきましては、坂出市の申し出によりまして、昨二十七日から全面的に操業をとめまして、現在漁業組合と交渉を継続中とございまして。これはいつまで操業をとめておるかという解除の見通しについては未定でございまして。それからもう一つ、同じく東亜合成化学工業の徳島工場——この坂出、徳島いずれも電解法によります苛性ソーダを製造いたしておりますが、二十九日に漁民の決起大会がある予定でございまして、その場合の混乱を避けるという意味合いにおきまして、二十九日の午前十時から三十日の午前十時まで二十四時間操業を停止するといふことを会社のほうで定めております。ただいまのところ操業停止等の関係はこの水島地区と四国の二カ所とでございまして。

○小平芳平君 佐賀関はどうですか。

○説明員(松村克之君) お答えいたします。私、直接の担当ではございませんが、日本鉱業の佐賀関につきましては、付近の漁民との間で、たれ流しといひますか、重金属の排出について問題が起りまして、操業を停止することに話がつかつたといふふうな承つております。

○小平芳平君 新居浜はどうですか。

○政府委員(齋藤太一君) 新居浜につきましては、漁民の海上封鎖等の事実はございましてけれども、工場はずつと操業を続けております。

○小平芳平君 そういう個所の港はどうなつてい

○政府委員(岡部保君) いまお話に出ましたような港につきまして、港湾の直接の活動として非常に公害のために港の機能が低下したといひますのは、現在、お示しになりました港以外でございまして、例の田子ノ浦がはつきりいえる問題でございまして。これは港のいわゆる機能と申しますか、その施設の機能が低下したといふ意味に限定いたしますと田子ノ浦でございまして。それ以外につきましては、確かにいろいろな問題点が起きておりますが、いわゆる港湾施設の問題としては、直接のあれは影響はないという感じで受けております。ただここで水質汚染のために、これは変な話でございまして、港を利用する船舶に対しての影響が出ておるといふような話も聞いておりますので、この点につきましては、まだまだ港湾機能、港湾施設の面から申し上げるだけではいけないといふことはよくわかりますので、これからまだ十分注意をしてまいりたいという考え方でござい

ます。

○小平芳平君 田子ノ浦のことはまた後ほど詳しく質問をいたしますが、政府として、これは総理大臣か、環境庁長官がお答えいただくべきことだと思つたのですが、こうした深刻な状況にありながら、どうして根本的な手を打たれようとしな

○政府委員(坂本三十三次君) この水銀の汚染の問

題につきましては、現在は心配すべき危険量は流出をされてないという聞いておりますけれども、かつての蓄積というものは相当のものであります。そこで、現在、漁民の皆さん方が非常に不安に思っておられる、それが各地でいろいろな紛争を起こしておるわけでございます。で、私もいたしまして、十一省庁からなる水銀対策の推進会議を開きまして、いろいろと各般にわたるわけでございます。

まあこれは直接の通産省の指導ではございまいしうけれども、もう水銀の排出が検出されないことなどという段階はやめて、もうすつかり、一滴も外へ海へ出さないというクローズド・システム、そういうものに向かって今年一ぱいはたれ流しは一切ないという工程に改めまして、皆さま方の不安を解消したいというようにございまして、たゞいま話ができておるような段階でございまして、あるいはまた、御承知のとおり環境調査も厳重に実行いたしまして、不安の解消につとめてまいりたいと思っております。

○小平芳平君 たいへんきれいな表現で、過去の蓄積による不安というふうな表現を使われますが、実際問題、これも重々御承知のように、魚がとれない、売れない、そうすると生活もできない、そういう状況なんです。したがってこれに対する対策として、一体、こういう現状をどう受けとめているか。

これは運輸大臣にも、また環境庁事務次官にもお答えいただきたいんですが、こうした漁船が港を封鎖したという写真が出ていますね、ごらんになつていますか。漁船が港を封鎖しているという現状、あるいは排水口を塞いでしまつたという新居浜、こういう現状をどう理解しておられるか、この点はいかがですか。

○国務大臣(新谷寅三郎君) 私のほうは港湾行政を担当しておりますが、港湾行政の面におきましては、先ほど政府委員からお答えをしたような影響が出ておるのであります。しかし政府全体として

ましては、こういった問題については、その汚染の根源というものについて徹底的に防除をするような対策を講じなければならぬということを私も考えておるのであります。関係関係の中で港湾を担当しております私もある程度の関係がございまして、そういう点につきましては環境庁長官あるいは通産大臣等と十分協議をしなければならぬ、早くそういった不安をなくするような対策を政府としては立てなければならぬということ、これはもう同様に考えておる次第でござい

○政府委員(坂本三十次君) 先ほど申しましたように、確かに高度的長、その過程の間におきまして、かつてはやはりたれ流しがあつた。その蓄積というものがやはり今日漁民の不安あるいは消費者の皆さんの不安、国民の不安につながつておるといふことは、深刻な反省から私も出発をいたさなければならぬと痛感いたしまして、種々の対策を講じておるようなところでござい

先般来、いろいろと十一項目の決定を見、あるいはこの間も七項目の対策を立てたわけでございまして、その間にありまして、魚の安全基準など、国民の不安解消に向かって、消費者の不安を解消するということに対して打った手がまた不安を呼んだなどということは、たいへん申しわけのないことだと私も反省をいたしておるわけでございまして、とにかく、ただいま運輸大臣も言われましたように、やはりしっかりと——ここでおしかりを受けましようとおそまきながらでありましよう、少しでもあぶないと思うような水域からまず着手をいたしまして、全国的な環境調査をやつて、そうして悪いところは悪い、いいところはいいというふうなはつきりした海の線引でもいたしまして、そうして不安の解消に向かってこれからの全力をあげてまいりたいと思つております。それにつきまして汚染源などがありましたらきびしく指摘をいたして発表をする、そしてその対策を講じていきたい、

こう思つておるわけであります。

○小平芳平君 それは、政務次官、たれ流し、高度成長に対する反省ということ、少なくともきこのの総理の本会議の答弁よりも進んだお考えだと思つたので、三木長官とも御相談の上、ひとつこうした異常事態に私たちが国会議員であつたということ、また政府の大臣であり次官であつたということ、それ自身が私は非常に大きな責任を感ずるわけであります。

私自身も、ただ表面だけうまい話を演説するといふような気持ちは毛頭なく、実際問題、漁船が港を封鎖する、あるいは地域住民が排水口を石でふさいでしまふ、そういう事態にいまなつておるといふこと。で魚はとれない、とつても売れないといふようなこと、あるいはとれた魚はそのまま工場へ持つていく、工場はそれをあらかじめ穴を掘つて埋めておる、こういうことが現に行なわれている。私は、これは日本の歴史の上でも世界の境に対するもう重大な時期だといふことを感じて申し上げておるわけであります。なお一そう環境庁にがんばつていただきたいということを要望いたします。

それから次に、先ほど港湾局長が発言された田子ノ浦につきまして、この田子ノ浦の排水は水質基準を上回つたものがなかつて出ているということなんです、この点についてひとつ環境庁から御説明いただきたい。

○政府委員(岡安誠君) 田子ノ浦でございますが、この田子ノ浦港に流入いたします汚水、これは主としてパルプ・紙製造業四百十工場の排水でございまして、日量といたしまして大体百十萬トン程度が流入されております。現在の水質はどうかという御質問でございますが、岳南排水路におきます最近の水質の平均値をとりますと、SSでは一六九PPM、CODでは一五六PPMといふふうになつておまして、私どもの予定しております水質とSSにつきましては非常な差があるといふふうに出て、非常に残念に考えておる次第でございます。

でございます。

○小平芳平君 そこで、これは岡安局長、田子ノ浦のヘドロ処理で何回か私は問題提起をいたしましたが、ヘドロ処理してもなおかつそういうSSがはるかにオーバーしたものが流れ込んでいたのでは、港はきれいにならないわけですね、どうすればいいですか。また環境庁として打つ手はないんですか、あるいは運輸省として打つ手はないんですか。

○政府委員(岡安誠君) 御指摘のとおり、現在田子ノ浦港に堆積しているヘドロは約九十萬トンといわれておりますが、これを実は静岡県におきまして今年度中に大部分しゅんせつしたという計画でございました。御指摘のとおり、しゅんせついたしましたもSS等が基準以上にさらに流入をするといふことでは、毎日毎日さらに堆積が進行するといふことでございまして、私も、これを年次計画によりまして規制を強化をするといふことで、静岡県におきましてきびしい上のせ規制をいたしております。しかし御指摘のとおり、現状におきまして静岡県の上のせ規制が完全に守られておるとは言いがたい、したがって予定されております毎日の堆積以上にヘドロが堆積をしておりますといふことは事実でございまして、そこで私もヘドロのしゅんせつを急ぐと同時に、さらにこれ以上ヘドロの堆積を進めないといふことから、各関係工場に対しましては厳重に規制をさせること以外にはなからうといふふうに出てお

○小平芳平君 県の計算で、各企業が現時点の水質基準を守つておると仮定した場合に、SSで八五PPMと、こうなつておられますか。——そうすると、平均一六九PPMといふものは倍ですね。これを守らせると言うんですが、どういふふうにやりますか。

○政府委員(岡安誠君) 御指摘のとおり、私どもの計算によります水質は八五PPMでなければならぬわけでございますが、現状はほぼ倍のSSが排出をされておるといふことでござい

そこで、県のほうにおきましては、規制を守らせるという意味合いから、昨年以來非常に頻度を多くいたしまして、立ち入り調査をいたしております。その結果、はなはだこれも残念ではございませんが、基準を守っていない企業が多数発見をされました。それぞれ操業の一部停止、改善命令、行政指導等をやっております。これを繰り返してまいりますけれども、なお根絶されないということにはなはだ私も残念に思っておりますが、これはやはりさらに県の監視を強化していくと同時に、違反の企業に対しては、きびしく処置をすること以外にはなからうというふうに考えております。

○小平芳平君 運輸大臣、何かいい考えはないですか。現にいまお県の処理にもかかわらず、使えない埠頭があるわけでしょう、そこへ持つてきて——この八五P Mという規制値が妥当かどうか、これはちよつとまた別の問題があるわけですが、少なくとも八五P Mというふうにきめられている規制値の倍ですね、一六九P Mのものがなおかついま流れ出しているということ、しかもそれが港へ流れ込んでいくということ、いかがですか。

○国務大臣(新谷寅三郎君) 運輸省の権限からいたしますと、非常にこれは困難なことだと思えます。私どものほうは港湾を担当しておりますので、港湾機能が發揮されることと、それから港湾における環境の保全、それから公害の防除というものがわれわれのやはり責任だと思えますが、しかしその汚染源が、たとえば工場排水からきたり都市の排水からきたり、あるいは上流の河川の水質汚濁というようなのが原因になったりというふうなものにつきましては、これは運輸省としては方法がないわけではあります。

内閣全体としまして、先ほど三木長官も言っておられましたが、あるいは環境庁、汚染源の担当官庁である通産省あるいは農林等の各経済官庁ですね、そういったのがほんとうに一体になって一つの基準をこしらえたならば、それをもう絶対に守

る、また守らせるといふ積極的な方法を講じていただければ、あと港湾における、これから御質問になるかもしれないが、汚泥の処理ということにつきましても、あらゆる技術を動員いたしまして、二次公害が起らないように、これは万全の、どんなに経費がかかっても万全の方法をとらなきゃならぬというように私は考えておりますが、そのものこの問題になりますと、どうもこれは運輸大臣としましてそれをどうしなさいというだけの権限を与えられておりませんので、この点は決して私は逃げ口上を言うわけではありませんが、各担当の官庁においてきめられた基準というものは絶対に守るようには、これは厳重な監視をし、また監督をしていくということが根本だろうと考えております。

○小平芳平君 運輸大臣、大臣の権限の上からいえばいまお話のとおりだと思います、思いますが、この席には大臣は新谷大臣しかおりませんので、あえて政府の御意見を尋ねておられるわけですが、要は、運輸省として、港の公害防除、環境保全ということ、それはたいへんけっこうな趣旨だと思えます、思いますが、とにかくもう現に使えないんですよ、せっかくつくった港の一部埠頭が使えない。まあ大急ぎで地域住民のいろいろな摩擦を起しなさいが県が第一、第二次というふうな処理をしておりますが、それでもなおかついま現在一部使えないというふうなことで、これはひとつ運輸省も、まあ権限外の汚染源を調査するとか勧告するとかということはもちろんできないでしょうけれども、港の機能を守る任務はあるわけでしょう、港の機能を守る任務は、そういう意味でひとつ、環境庁に尋ねても、通産省に尋ねても、きびしく監視します、指導しますというところしかおっしゃらないわけですから、私がいつも通産省や環境庁にはきびしくやるべきだと言つものに對して、きびしくやりますというところしか返ってきませんので、きょうはひとつ運輸大臣が御出席ですので、港の機能保持の上から運輸省としては何かとるべき道はないのか、全くないのか、あるいは

こういうことならできるといふことがあるのか、そういう点いかがですか。

○政府委員(岡部保君) まず私から事務的に御答弁させていただきますと存じますが、私の所管いたしております港湾という面から考えますと、どうもまことに残念ながら、あと追いついて申しますか、被害が出たのをいま一生懸命復旧しようとしておる——ちよつと災害復旧と同じような考え方にと終始をいたしております。

先生御承知のように、港湾公害防止対策事業というものをいわゆる公共事業、港湾整備事業の中に設けてまして、その事業で四十七年には六港ほどへドロのしゅんせつをいたしております。それから四十八年度には、すでに実施をいたします考え方で進んでおりますのが八港でございます。前年度の六港にさらに二港ふやしました。それから現在まだ未計画中で予算を保留いたしておりますのが、四港でございます。港の名前を申し上げれば、四十七年度、八年度継続いたしておりますのが水島、東京、名古屋、北九州、塩釜、田子ノ浦でございます。それから四十八年度新たに追加になります、すでに一応予算配賦をいたしておりますのが横浜と大阪でございます。それ以外に、未計画と申しましたが、保留をしておりますのが水保、大牟田、松山、三河、この四港を考へております。

いづれにいたしまして、これはへドロをしゅんせつし、あるいは埋め殺すというふうな事業内容でございまして、結局、いま先生の御指摘のございましたように、たとえば田子ノ浦の具体的な問題をとって申し上げますれば、昭和四十五年度から——四十五年度は県の単独事業でございまして、四十六年度以降、公害防止対策事業として国費も出して実施をしておりますわけでございますが、一応現時点でまたS Sが相当大きなのが流入いたしておりますから、またうっかりすればふえるという問題でございますが、いままでの調査で四十八年度当初に考えましたのは、全体で百三十一万立方メートル、その百三十一万立方メートルのうち、すでに除去できましたのが五十八万五千立方

メートルでございます。まだ残り七十二万五千立方メートルを四十八年度中に何とか除去したいというところで、これは予算措置もいたしておりますが、この考え方、ただちよつと漁期との関係もございまして、現段階で——この間、事故を起こしてまことに申しわけなかった次第でございますが、これから本格的にこの七十二万のへドロの除去というのにかかりますのは秋に入るか存じますが、何とか年度内にこの問題のものを除去したいという考え方に立っております。

○小平芳平君 除去したいというけれども、たいへんなんです。そんな簡単に作業は行なわれないです。でその除去の方法ですね、へドロ除去の方法、まあこれもいろいろ研究するという答弁しかいつもないんですが、あの田子ノ浦のやり方は私は大いに異論があるわけですが、それはまた別の機会にしまして、先ほどのこの岳南排水路のS S等の調査は、通産省も承知しておりますか。で通産省は承知しておられるならば、夜中に高いのはどういふわけですか。その原因は調査しましたか。夜の午前二時なんというのはCODが最高に高い。

○説明員(松村克之君) 県の調査におきまして、実際に排水の処理設備がありながら、それを使わずに排水をそのまま流しているというふうな企業もあつたように承っているわけでございますが、先生いまお話のございました、夜間に数値が高くなるという点については、やはりそういうふうな、はなはだ遺憾なことではございますが、そういったことがあるのではないかとというふうに考えております。

○小平芳平君 ですから、運輸省としまして、港の機能を回復する、港の機能を保持していくということが運輸省のきわめて大事な任務だと思えますが、したがってへドロ処理をしたい、除去したいということも当然の発想であります。現実はどうかというんです、現実、もう長年にわたつて、調査の結果でも、基準を倍上回っております。しかも夜中に特に上回っておりますということを

そのままだにしておいたのでは、せっかく運輸省が努力して港の機能を回復しようというその努力も結局報いられないわけでしょう。したがって、ただ発生源はそれぞれの省で担当してもらう以外にない、それはそうだと思いますが、かといって何らかの処置をとらない限り、港の機能回復すらできないわけですね。そういうことをどう考えますか。

○国務大臣(新谷寅三郎君) 港が本来の機能を發揮できないということは、運輸省にとっても大問題でございます。したがって、この問題は、先ほどの私の答弁をどういふふうにお受け取りになつたかは知りませんが、ただ黙って見ておるといふわけじゃないんです。そういう機能が發揮されるように関係各省に對しましては強い要望をしております。事務的にもこういつた事態は早く解消するようにということで、関係の省の事務当局とは逐次連絡をし、協力をしてもらうような措置をとっているはずでございます。

しかし、きょうの先生のおっしゃつたようなこと、これは各省の分担事項なんというものを少し離れて、やはり政府が関係省で協力をいたしまして、早急に処理をしなければならぬ問題の一つであると思いますから、きょうは関係大臣出ておられませんが、私から十分関係大臣にその旨を伝えまして、そういう汚染源をまず第一に基準値に達するように守つてもらつて、それから現在の港灣機能を阻害しておるようなヘドロの処理につきましては、またいろいろ御研究になつて、工法についていいお知恵があるという話でございますが、またそういう専門的なお知恵も拝借しまして、われわれのほうでもこれほうっておるわけではないのです。港灣関係のものは、おそらく田子ノ浦にしても、あるいは水俣湾にしても、その他の汚染港灣にいたしましても、地方自治団体から非常な協力を要請されておりますので、もうあらゆるケースにぶつかつております。わりあいにデータもありますし、それから防除工法についても研究をしております。これについては、し

かし果がまず計画を立ててくるというたてまえになつてゐるわけですね。現在の法律が、この法律のままでいかどうかというところについては、これは私はまだ考えなければならぬと思つておりますが、しかしかつてに法律を変えるわけにいきませんから、ただいまのところは現行法のもとであらゆる努力をして果と協力をしてヘドロの除去を——これは埋め立てる方法もあるでしょうし、あるいは場所によりましてはしゅんせつする方法もあるかもしれません。いろいろな具体的な事例を見て、それに対応したような最も適当な方法で早くこれを除去して、港灣の機能を回復するように努力をしなければならぬ、こう思つております。

○小平芳平君 それから、これは環境庁で岳南排水路の水質検査の結果をいただきましたが、それは六月四日から六月五日までの調査と、それから通日調査分としては五月七日十二時二十分から五月八日十二時五十分までの一回分ですが、このほかにもずっと継続してやつてゐるでしょう。継続してやつてゐるんですよ、事實は。それはどうなんですか。

○政府委員(岡安誠君) ほかの資料があるかという御質問だと思いますけれども、ほかはあまりないです。あの日以外にもやつてゐるかもしれませんが、いかなるようでもございませう。実は、あの岳南排水路に自動簡易測定装置を置いておるようでございます。すけれども、まだ試験段階といひますか、ということ、その資料を整理して公表するということ、な段階にはきていないというふうに聞いております。

○小平芳平君 試験段階ではどうしようもありませんが、ちよつとのおんびりし過ぎてゐるんじゃないですか。これだけもう田子ノ浦の問題が提起されてから何年にもなるわけですからね。ですから、早くその測定の結果を資料として提出していただきたい。また、それは当然運輸省もそれをもつべきでしよう、運輸省にもあけるべきでしよう、どうですか。

○政府委員(岡安誠君) 自動測定装置につきましては、特にSS等につきましては、千差といひますか、最末端の装置につきましては非常に問題がなあるわけでございます。その中で多少データに信憑性の問題がありまして、検討中ではないうかと思ひますが、もちろんできませんれば、当然これは運輸省を含め関係方面には直ちに御連絡を申し上げまして、それぞれ対策の資料にいたしたいというふうな考えております。

○小平芳平君 それから、これは福岡県洞海湾でヘドロ処理の方法を立て、いまだ着工はしてないかもしれませんが、非常に計画を立ててゐるようですが、それについては具体的にわかりりですか。

○政府委員(岡部保君) 先ほど申し上げましたい、わゆる公害防止対策事業の一環といたしまして、先生の御指摘のございました洞海湾の問題、ヘドロ処理の事業をたてますで一部着工をいたしております。ただ着工と申しまして、受け入れ側の入り江を締め切りまして、そこへ捨て込むという、そのいま受け入れ側の護岸の工事に着工いたしておるところでございます。

そこで、掘るほうの工法について、これは地元、私どものほうの出先あるいは管理組合といひいろいろ協議をいたしまして研究をいたしましたんでございしますが、現段階では、一応、何と申しますか、密閉型というんです、グラブしゅんせつでやるのがよからうというふうな結果が出てまいりまして、しゅんせつにかかりますれば、そういう工法で実施しようという考え方でございませう。

○小平芳平君 私は北九州市に参りまして、非常に事ここまに聞きました。私はそういう専門家でも技師でもありませんので、どういふ工法がどういふことはわかりませんが、その関係者の方がお話しなさることを聞けば、あの田子ノ浦のやり方よりも非常に注意深く、要するにはかを濁らせないようになるとか、あるいは締め切つて埋め立てをするところからの排水は処理して流すとか、そういうわけでしょう。まああまり技術的なこと

はわかりませんが、ですから局長が感じられてゐる点でも、田子ノ浦のやり方よりも注意深く、第二次公害に対する配慮が注意深く行なわれているというふうに感じますが、いかがですか。

○政府委員(岡部保君) 確かに私どもの考え方、一つある面では先生のおっしゃるとおりだと存じます。ただ、田子ノ浦で非常にむずかしい問題は、いわゆる硫化水素が発生いたしますし、それでその捨て場をどこに求めるか、いわゆる埋め殺しの場所をどこに求めるかといふようなところで、すいぶん計画の際にいろいろもめまして、それで一応河川敷に捨てるといふいまの工法になつたわけでございますけれども、したがって、そういう一つの条件があつたといふことは事實でございますが、確かに先生のおっしゃるやうに、今後、私もこれからまた大問題である水俣湾のヘドロ処理をなさなければなりません。その際にどういふふうな工法でやるかといふのをいま検討を始めてゐるところでございますけれども、やはりこの辺、先生のおっしゃるとおり、なるべく二次公害を防ぐというためには、確かに洞海湾で研究いたしました勉強の成果といひものが相當に役に立つといふふうに私も考えております。

○小平芳平君 そういうことは環境庁がよく答弁しますけれども、しかしその港は運輸省が進めるわけですね、先ほどあげられた個所については、まあ環境庁のほうの答弁とちよつと違ひますけれども、とにかくいまの御趣旨で二次公害に対する配慮がほしい。田子ノ浦は特殊事情もあつたにしましても、ちよつとひと過ぎるのです。地域住民にとっては耐えがたいものがあるわけですから、今後とも御検討いただきたいと思ひます。

それから次に、これは別の問題ですが、海洋汚染防止法の一部改正で、排出された油防除のためのオイルフェンス、その他の資材を備へつけておかなければならないとなつておりますが、この点も公害問題あるいは環境問題あるいは水産関係など非常に大きな関係を持つてゐるのですが、これはちよつと御説明いただきたい。どういふこと

ろにどういう資材を備えておかれるのか。

○政府委員(原田昇左右君) 法文にございますとおり、オイルフェンス、それから処理剤その他の防除用資材を、大型タンカーのようなタンカーとか、大量の油を流出するおそれのある船舶とか、あるいはシーバス等の油を受け入れる施設、あるいは船舶に給油する施設、そういったようなところに備えつけさせることにいたしておるわけでございます。

○小平芳平君 これは具体的には新潟で起きたジュリアナ号の事故のときに、いろいろ環境問題として非常に深刻な影響を及ぼしたことがあるのですが、このオイルフェンスが結局役に立たなかったのです、日本海の波に対して。それから処理剤というものは毒性があるのかないのか、そういうことで非常に、意見も食い違っていたわけですが、そういうことを一つ経験したわけですが、現在はどうなっておりますか。

○政府委員(原田昇左右君) お答え申し上げます。

お説のとおり、新潟沖のジュリアナ号事件に際しましては、非常にわがほうのオイルフェンスその他の処理技術が未熟なために、惨たんたる結果であったわけですが、オイルフェンスにつきましては、その後、民間企業等におきましていろいろ開発が進んでおりますが、現在までの段階では、世界各国いずれを見ましても、まだいかなる荒天時でもだじょうぶというようなオイルフェンスは開発されておられません。やはり港等の非常に波の少ないところで油が漏れたときに有効であるということではないかと考えます。しかしながら、これはさらに改良いたしまして、かなりの荒天時でも、あるいは風があつても使えるというものを開発すべく、いろいろわれわれも施策を講じておるわけでございまして、これはアメリカ等とも情報交換をいたしておるわけでござい

ます。それから処理剤につきましては、当時のジュリアナ号の経験をもとにいたしまして、本年二月に

流出油用処理剤の使用基準というものを定めたわけでございます。これは関係各省並びに学識経験者を集めてきつめたものでございまして、その規格の一例を申し上げますと、新潟沖で使いましたものの毒性より大体十分の一ぐらいに減少いたしておりまして、たとえば、非常に専門的なことばで申しますが、たとえば、ヒメダカというメダカがおりますが、それを三〇〇PPM以上の濃度の液につけた場合であっても二十四時間以内

に半分以上にならないというような基準を出しております。またスケレトネムというプランクトンですが、これを処理剤の一〇〇PPM以上のものにつけても一週間では死滅しないというような基準をつくるほかに、使用方法についても非常に厳重な規制基準をつくっておるわけでございまして、こういった基準に合格しなければ使つてはいかぬという基準をきめまして、これを周知徹底させておるわけでございまして、それからなお、今後はこの御審議願つております法律を施行いたします段階で、省令等でこの規格基準をきめてまいりたいと、このように考えております。

○小平芳平君 そうすると、今後の処理剤はそう毒性の問題は起きないということですか。やはり界面活性剤だと、同じことがまた指摘されるんじゃないか。むしろあのときは新潟ではどうも処理剤はうまくないということで吸着剤というものを使つたでしょう。それはどうですか、その辺のいきさつは。

○政府委員(原田昇左右君) お答え申し上げます。処理剤は二次公害が起きますので、二次公害を起しても差しつかえないような海面とか、それから非常に緊急事態で火災が起きてたいへんなことになるといふような場合には、若干二次公害を起しても、むしろ火災を起さないように使うとか、そういうように考えていくべきではないかと考えておりますが、まあ処理剤の基準は年々見直しましてレベルアップをするということになりますので、先ほど申し上げました基準よりだんだん

改良が行なわれていくことをわれわれは期待しております。

で、いまのような中和剤ではなくて吸着剤のほうで二次公害が起らないんじゃないかというところは、お説のとおりでございます。したがって、まず一般的には吸着剤を先に使うほうが私どもは望ましいと思つております。なおそれから荒天時でない場合でございまして、回収船で油を吸収するということもあわせて併用すべきではないかと思ひます。したがって、その状況、状況に応じて弾力的、臨機応変の処置をしなければならぬと考えております。

○小平芳平君 時間ももうきましたので、運輸大臣に。

いまの問題は、御答弁ありましたが、そういう御答弁しかないと思ふんですね。結局、その場その場でそのときの状況により判断するということになると思ふんです。ただ、新潟の場合はオイルフェンスは何の役にも立たない、それから処理剤もまきようがなかったですね。それからまた、めちやくちやにまいた。乱暴なやり方をしたもので、それから、魚が全部食べられないじゃないかと、いうようなことになりました。それからまた、吸着剤と称するものは五センチ四角くらいのもので、すかね、海へ落とすのは、引っぱり上げるというふうなことをやって、そのときは終わつたわけですが、そのときに、一体、処理剤というものは毒性があるのかないのかその実験が第一で、でないじゃないかということ。ところが海上保安庁で係官の人に尋ねますと、それは油が海へ流れたら処理剤をまくのが常識だと言つていたんです。ですから、その辺にふだんのそういう研究とか、欠けていたということがこのジュリアナ号の事故で非常に問題提起になったと思ふんです。ですから、そういうことの繰り返しにならないように、今回、備えておくということ、整備しておくということ、改訂の問題点はこの三つにしようと思ふんですが、ただ、ふだんの実際のそういう事故に対する対応のしかた、その

研究、訓練ということについて注意喚起したい。○国務大臣(新谷實三郎君) その点はおっしゃるとおりです。オイルフェンスといふ処理剤といふ、世界じゅうの国でやっぱりの油の汚染で困つてゐる国が多うございまして、海洋をきれいにするという意味で、技術的な開発研究も各国それぞれ進めていっていると思ひます。日本もこれをやり出してから今日までの間に相当に内容がかわつてきております。しかしまだこれが終点じゃないと思ひます。これはもう絶えず研究をいたしまして、いま御指摘になつたような二次公害等は絶対に起こさないようなそういう方法で、しかも迅速に具体的な事情に応じた処理のできるような体制をつくらなければならぬ。これは材料の問題もあるし技術開発の問題もあります。おっしゃるやうに、これに対する処理方の訓練というのが大事でござい

ます。実は、私、この間、いまのジュリアナ号の事件が起りましたあとで、海上保安庁に対して、全国的にそういう場合を想定して訓練をしたらどうかということ、先般やつたようなんです。これは実は一ぺん訓練しますと、相当経費がかかるんです、全国的にやりますと。しかし、その経費はもう当然のことだから、予算が足りなければ要求するから、ぜひ何回かこれを繰り返してやりなさい、で、いざという場合にすぐに関係者が役に立つような平素からの訓練を身につけておかないとだめじゃないかということ、これはなるべく経費の許す限り最大限たびたびやらせまして、具体的な事件が起つた場合に、迅速に的確に処理ができるような人間のほうは体制も整えたいというんで努力をいたしておりますので、その点は御了承いただきたいと思います。

○委員長(長田裕二君) 高山恒雄君。○高山恒雄君 ちよつと基本的なことでお聞きしたいんですが、港湾法等の一部改正のこの案を見ますと、改正の問題点はこの三つにしようと思ひますが、改訂の問題点はお聞きしたいんですが、港湾の環境の保全をはかることがまず第一であ

る、

そこで先生の御指摘である、もうこんなにひどくなつてしまふなかなか防除ができないじやないかというような点、これは全くそのとおりでございしますが、やはり私どもの港湾法での限界として、港湾を場とする問題に限定いたしております。したがつて、どうもその点が、何と申しますか、もの足りないと言われればそのとおりでございすし、私どもも残念に思っている点は多々ござい

を含めた環境ということをお考えになるなら、私はこれは無視できないと思うんですよ、基本的な問題だと思っんです。地方自治体が管理者としての責任を負うためにも、どうしてもこれを入れておかないと、むしろこの法律ができて運動場上かえって困るんじゃないかという心配すら私は逆にするんですが、いまだであつた目的の中の港湾管理権というものの管理者の今後の運営について

のは地方自治体であると、それに對しては充分の援助もしましうというところが中心でございまして、「港湾管理者」という第一条のところにちよつと書いてあつた字句が取れたんで、何かいかにもさびしいというような疑心暗鬼といひますか——これはことが過ぎるかもしれないませんが、そういうような考え方を持っておられる方が中にあるようでございますが、それはある委員会

建設省なり、やつておることはもうほとんどわれわれもいろいろ今日まで質問してまいりましたけれども、ある程度わかりました。運輸省だけは、公害の面から考えてみて、一体、港湾がこれだけ公害にあつておるのに、どういう対策をとつてこられたのか、具体的なことをひとつ御報告願いたい。

○政府委員（岡部保君） 先ほどお答え申し上げましたように、いろいろな面で先取りをしななければ

ならぬという点について、なかなかむずかしいという点を申し上げたわけでございますが、公害に對して私どもが直接港湾の面で具体的にどうした問題点と申しますと、やはり先ほど前委員に御説明申し上げました公害防止対策事業、これが港湾整備事業という中ではつきりとしてきた一つの例であるかと存じます。

と申しますのは、港湾の中にヘドロが相当に堆積いたしております。それからまたすでに水質が非常に悪化しております。そういうような問題に對して、私ども、公害を防止するための港湾施設として、あるいは港湾整備事業として直接何が出来るかという点についていろいろ検討いたしました結果、まず海底にたまって汚染されたヘドロの除去、これはどうしても必要である。それからもう一つは、比較的湾入してあります港内の汚染された海水、こういうものを何か水を通してやって、いわゆる水を導いてこれを交換させるというようなことができないか。具体的な例で申し上げますが、その二つの問題を考えたわけでございまして、そこで、先ほど申し上げましたが、昭和四十七年度の事業といたしまして、水島港、東京港、名古屋港、北九州港、塩釜港、田子ノ浦港、この六港につきまして海底の汚染されたヘドロのしゅんせつ事業をいたしております。それから四十八年度におきましては、いまの六港と合わせてさらに六港をやるつもりで予算を算入いたしました。現段階では、先ほどの四十七年度からの継続の六港と、さらに横浜、大阪を付加いたしました八港が実施に移っております。あと四港は、たとえば水俣港のごときもの、これは現在計画中でございまして、今年度中には何とかヘドロ対策処理事業に着手するつもりでおります。

それから、先ほど水をよくするという話がございましたが、これは新潟港におきまして港内の万代泊地に導水路のようなものを引きまして、水を流してやるというような施設を——これは導水事業と呼んでおりますが、実施いたしまして、これで港内の汚染を少しでも除去しようというよう

事業をいたしたわけでございます。はつきり申し上げて、具体的に事業として港湾関係で実施したというものは、これがはつきりした例だと存じます。

それ以外に、計画面で、たとえば東京湾のこれからの計画をどういうふうにかえていくか、あるいは瀬戸内海の計画をどういうふうにかえていくか、そういうような場合には、最近、港湾だけで見てもはだめである、また建設省としても建設省の所管事項だけで見てもはだめである、したがって各省、これは環境庁も入つていただく等々、むしろ環境庁が瀬戸内海なんかは御主管なわけでございまして、たといは北海道の苫小牧の問題なんか、これも一つの協議会制度を持っておりますが、そういうように一つ一つの問題で各省のなわ張りにとらわれていたんじゃないかというところで、すでに共同して協議会制度で何とか進めていこうというところで、われわれも絶えず加わって実施をしていくというのが実情でございます。

○高山恒雄君 それじゃ質問がこまかいかもしれませんが、私は、港湾の汚染は船舶自体も出しておると思うんですよ、船舶自体もね。みなそこにとまるとしよ、一体清掃用には何を使つておるかです。船の清掃をやるでしよ、一万五千トンなら一万五千トンのデッキを洗う清掃用には何を使つておるのか。

それからもう一つ、PCBは使つてないのか、あるのか。これは一つの港に、あんな、何百と入るんですよ。そういう具体的な対策が聞きたいんですよ。水質が悪いとか、あるいは公害対策の事業をやつたとか、これは環境庁にみなわれわれも聞いておるんです。そうじゃなく、港湾自体をみずからどうきれいにするかという処置を、何も言つておられない。何を使つておるんですか、一べん教えてください。

（委員長代理江藤智君退席、委員長着席）
○政府委員（原田昇左右君） お答え申し上げます。

船舶の清掃等にかつて苛性ソーダを使ったこと、もございましたけれども、最近では、もう一切苛性ソーダは使われておりません。

第二の御質問のPCBの点でございますが、船舶におきましてPCBの取り扱いにつきましては、昨年五月四日付で船舶局長から各関係業界あてに通知いたしております。その内容は、まず開放型のものについては使用を中止するということ。第二に、閉鎖型のものにつきましては、管理及び処理に万全を期するとともに、代替可能なものについては極力代替をはかること、ということになっております。特にコンデンサーにつきましては、台帳をつくつて整理をしまして、回収についてはメーカーと一体となつた体制を講ずるよう指導いたしております。なお、本年度、PCBを含みます造船所等からの廃棄物につきましては、全国的な調査をさらに実施することによりまして、規制を徹底いたしたいと考えております。

○高山恒雄君 苛性ソーダはいつころからやめたんですか。前は使つておることは私も十分承知いたしておりますが、いつころからやめたんですか。

○政府委員（原田昇左右君） 詳しいことはわかりませんが、ただいま聞きましたところでは、十五年、六年前ぐらいまでは使つておつたということでございます。

○高山恒雄君 通達でやめさせたわけですね。

○政府委員（原田昇左右君） 通達によりまして、指導によりまして、その点はつきりいたしません、かなり前からやめておるということでございます。

○高山恒雄君 何を使つておりますか。

○政府委員（原田昇左右君） 温水で洗浄するということでございます。

○高山恒雄君 大臣、お聞きのとおりですが、私はやはり港湾の問題としては港湾みずからがやる姿勢が必要だと思つておるんですよ。

それから、私は大臣にお聞きしたいんですが、河川の汚染ですね、それから工場のはれ流し排水、それから下水道の対策、これはもう港湾の整備には何といつても欠かすことのできない大きな問題なんです。ところが、一つの例を私申し上げますが、いまの瀬戸内海ですか、大体あの近郊、四国から岡山さらに広島、山口、この地域だけを見ましても三百五十万の人口が住んでおるんですよ。日本で一番下水がぐくれているんですよ、この地域が。

そこで、大臣にお聞きしたいんですが、私は、少なくとも運輸省として港湾をきれいにしようと思ひましたら、運輸省とそれから通産省、環境庁はもつと具体的なものを協議してやる必要がある。先ほど局長はやつておるとおっしゃるけれども、まず大臣の姿勢がそうでなければならぬ。じゃないかという私は考えを持つておる。どうも日本の行政には通産は通産で進み、環境庁は権限がないから、一方から要請をする程度に法案がすべたておる、運輸省は運輸省で港湾局として別にやる、こういう行政が日本の今日のあらゆる法案の中で、全く何を質問しても、こういう重要な港湾の問題とかいうものには解決がつきにくい、こういうふうには私は考えられておる。大臣、こういう点ひとついままではやられたことがあるのか、あるいはまた、これからやっていたらどうか、もつと総合的な対策が必要じゃないかと思ひますが、大臣の意見をお聞きしたい。

○国務大臣（新谷實三郎君） 総理がお答えしなればならぬような御質問でございますが、私国務大臣として答えられることはお答えしたいと思ひますが、これは運輸省に関係のないこともあるかもしれませんが、このごろ起つてきます公害問題でございます。科学技術庁関係のいろいろな宇宙開発の問題でございます。そういう問題でございますが、どうもいままでの行政組織、各省に分かれておるんですが、その行政組織のある部分だけでは片づかないという問題が大部分だと思ひます。それだけ社会事情が非常に複雑化し、多様化して、いままでの行政組織では間に合わないということになってき

ているんじゃないかと思うんです。

おつしやるように、そのたに關係各省の協議会というものをつくりまして、そういう問題に共同して処理に当たっているというのが実情でございます。御承知のように關係協議会も実にたくさんございます。非常に多くの問題が關係各省で協力しないといけない状況でございます。根本的には私からお答えする限りではございませんで、行政組織の大本に關係の問題でございますから、これはまた別の機会に總理にでもお聞きいただくといいかと思ひますが、しかしそういう状況でございますから、われわれも運輸省は運輸省でセクシヨナリズムで自分で仕事さやっつていられないんじゃないかと考へて持っております。これは単に港灣だけじゃございませんで、自動車の問題もそうでございます。船の問題もそうでございます。關係各省がやはり共同して歩調をそろえてやらないと動かないという問題が大部分でございます。こういう問題については、もう絶えず關係各省の大臣とはわれわれ關係としては打ち合わせをいたしておるのでございまして、事務的に申しますと、さつき政府委員が申しましたように、東京港でございますとか、あるいは伊勢灣でございますとか、あるいは瀬戸内でございますとか、そういう非常に公害のひどいところにつきましては、全般的に見なければなりませんから、協議会で關係各省全部集まりまして、絶えず協議をしながら進めておるといふことで、各省の意思は十分お互いに疎通していると思ひます。

しかし、残念なことには、そういうふうによつておりますけれども、いまお話になつたように、工場排水も都市の排水もそれから河川から流れてくるものあるいはPCBというふうなもの、全部港灣に集中してしまふわけです。それで、運輸大臣はそれでいいのかと、こうおつしやる、いいとは思つておりません。しかし、そういう問題については、著しい問題については絶えず各省と相談いたしておりますし、先ほどの御質問にも

ございましたが、きょうは、特にこの公害關係の連合審査でそういった点を非常に強く御指摘されましたので、先ほどお答えしましたように、特に環境庁長官、それから通産大臣、それから農林大臣等の非常に密接な關係を持つてゐる關係には、きょうの空氣を十分伝えまして、もつと前進をした姿勢で、この問題にお互いに協力をして取り組まなければいかぬということを私からも強く申しますというところを先ほどお答えいたしました。が、足りないところはこれから反省をして、さらに前進をするようにいたしますが、御心配のように、運輸省がただ孤立して、自分のところだけ、自分の仕事だけやっつていられないというような考へでは、今日では進んでおりませんし、それでは仕事にならないのです。できるだけのことはいたしておりますから、どうぞ御了解いただきたいと思ひます。

○高山恒雄君 私はずか三十分しかないのでも何と云へないのだが、御承知のように、現在問題となるのはやはり水銀です。この問題でも、年間に排出される水銀含有工場廃棄物というのが、大体水銀マッドで陸上に百万トン堆積しているといふのです。これはどうするかといふたら、御承知のように海洋汚染防止法に基づいて政令できめておられますが、コンクリートで固体にして海水に流す。どこか二千メートルで固まるところに沈めちゃうといふことでしよう。ところが外国での例を見ますと、コンクリートが固体になつておつたのが破損しちゃつて、汚染——逆にそのひび割れから事故がどんどん出たといふ説もわれわれはいろんなものを読んで知つてゐるわけですが、こういう問題でも、これはやはり運輸省が一番責任を持たなくちゃならぬ問題なんですよ。ね。したがつて、むろんきょうは大臣のお答えになるような質問を私はしてゐるかもしれませんが、運輸大臣の提案で、公害に対しては、運輸、建設あるいは通産省、環境庁も含めて、四つの省がひとつ特別委員会をつくらうじゃないかという御提案を

していただいて、この省ならどの地域について、海の公害なら運輸省の港灣局がすべてわかつてゐる、あるいはまた環境庁は全体の問題がわかつてゐるといふ答弁がなされなければ、われわれも国会議員として国民の代表として、こういう汚染になつてゐるのに、いたずらに質問してやつてゐるわけじゃないのです。私は、大臣自身がそういう方針をとつてもらいたい。少なくとも、大臣、閣議でそれを発言してもらつて、總理にも話をしてもらつて、やつてもらふことをお願いしておきます。

それからもう一つですが、これはもう時間がありませんから、委員長が時間時間とやかましく言つていただきますので、肝心なことを一つだけ聞いておきますが、ね、こういう時代に、これは私は新聞の切り抜きで知つた程度ですけども、全く驚いておるんですよ、こういうことです。

三重県の田尻宗昭君ですね、この人が実は和歌山に転動になつた。——海上保安庁の方です。和歌山に転動になつたのはなぜかといふと、実は、三重県の、皆さん御承知のように、海上の汚染は単に海上だけの地域をながめて規制をしてもだめだ、やつぱり工場の大きなたれ流しを、公害を摘発しなければいかぬといふことでやられたといふことが新聞に書いてある。それは三重県の石原産業ですよ、だいたい問題になりました。それをやつたために和歌山に転動になつたんだと、こう書いてあるわけですよ。いまの時代に、私は、産業のある欠陥を摘発したからといって、まさかその人が転動になるようなことはない、左遷食うようなことはないと思へますよ、常識的に。けれども、新聞に載つてくるといふことになれば何かあったに違ひない。したがつてこの人事権は海上保安庁にあるのかあるいは運輸省にあるのか大臣は御承知ないかもしませんが、全くこういうことが今日の時代に、これだけ公害がやかましいう言われておるのに、新聞に載つてくるといふことが私は全くおかしいことだと思ふんです。しかも田尻君は今度は東京都に転動するといふことが書いて

てあります。新聞の三面に堂々と載つてゐました。こういう事実があるのかないのか、大臣は御承知なのか、一ぺんお聞きして、私の質問を終わりたいと思ひます。

○国務大臣(新谷實三郎君) 先般、一、二の新聞に出まして、私も初めて知つたわけなんです。他の委員会でも御質問がありまして、具体的に海上保安庁長官からお答えをしたのですが、きょうここへ保安庁長官が来ておりませんので、そのときに聞いた保安庁長官の答弁を思い出しましてお話しいたします。そういう事実は、そういう動機で転動したりといふことは絶対ございません。で、これはやつぱり序列がありまして、役所の序列でやはりその人の榮転になるといふことで、そういうポストを選んだものと思ひます。ということでございます。しかし非常に驚かされてゐる人、また熱意もあるといふことで、その熱意を買われて東京都のほうに囑望されておるといふことでございまして、それについて本人が行きたいといふのであれば、そういうふうにしてやりたいと思つておられますといふことを保安庁の長官は答弁をしております。

で、いまおつしやるように、そういう何か公害退治をやつたから左遷をしてほかへ移したといふようなことは、これは私は常識でも考へられないこととございまして、そういうことは絶対にないと思ひます。そういうことがあり得るといふことは私には信じられません。少なくとも、私は、そういう曲がつた人事は絶対にやりませんから御安心いただきたい。

○高山恒雄君 終わります。

○委員長(長田裕二君) 加藤進君。

○加藤進君 この前の提案の趣旨説明を拝聴いたしますと、この法案の改正の一番おもな理由、一番運輸省が力点を置かれてゐる理由といふのは、やはり港灣での公害を防止する、そして港灣の環境の整備に力を入れなくてはならぬといふふうには私は聞いたわけでございますけれども、その点は間違ひないでしようか。

○国務大臣(新谷實三郎君) 提案の理由で申し上げましたとおりでございます。やはり港湾の環境の保全をはかり、公害を排除するということが重点を置きまして、港湾法関係の一部改正をお願いして、規定の整備をはかったということが第一の問題でございます。

なお、その他にも、港湾計画をきめるにつましてやはり一つのルールをつくりまして、こういう方法によって港湾管理者が港湾計画をつくられて、運輸大臣はそれに對してこういうふうな立場から指導をするということを書いてございます。そのほかには、最近の非常に発達してまいりましたシーバスでありまして、マリナーとかそういう方面につきましても、これはやはり適当な根拠規定がないと困るものですから、海の安全を守るというような意味におきまして、適当な規定を置いたということも一つでございます。

○加藤進君 運輸省が港湾の機能を保全していくためにもはや公害の問題を放置できないと、何らかの意味で抜本的な環境の整備に力を入れなくてはならぬというふうに認識されたことは、私は進歩だと思えます。

しかし、それほど力を入れて、これから本腰を入れて取組もうということであるなら、一つ私は素朴な疑問でございますけれども、そういう趣旨を、せっかく第一条の目的についてまで今度は改正されておるわけですから、この目的の中にそのような環境整備の問題を明記していくというくらいのかまえて必要ではないかと私はふと思つたわけでございますけれども、その点はどうでしょうか。目的にこの問題の重要性を明記するというところで、先ほどの趣旨説明の中心点をひとつ法案そのものに明らかにしたいのではないかと、なぜされなかったのかというのを逆にお聞きしたいわけでございます。

○国務大臣(新谷實三郎君) これは一つ一つそういった個別的な目標というものを掲げませんで、包括的な書き方をしておるものですから、こういうふうに、たとえば「港湾の秩序ある整備と適正

な運営を図る」とか、その前には「交通の発達及び国土の適正な利用と均衡ある発展」というような字を使つてございますが、そういう中にこれは包含されておると思うのです。

で、港湾というものは、もちろん、いまおつしやつたような港湾環境の保全をはかるとか、あるいは公害を排除するとかいうことは非常に大きな港湾についての大事な仕事であることは間違いないありませんけれども、港湾そのものというものはやはり海陸の接点でございますから、そういう海上の荷動きに應じまして、その受け入れ、吐き出しというふうな陸上との流通をはかるといふようなことが本来の港湾の仕事でございますから、この目的にそれを入れませんが、そういう仕事をやるについて、各案にわたつてそういう精神を体して運用していく、また必要に応じてここに立法例がございます、たくさんございます。そういうことで法制局等においてこういう法律案を整備したものと考えております。

○加藤進君 まあ趣旨説明に強調されておりますから、そういう趣旨を法案そのものにもしつかり盛り込んでほしいという私の希望だけは申し述べさせていただきます。

そこで、この改正案によつてはたしてほんとうに港湾の公害防止が可能なのか、環境の真の保全が可能なのかと、こういう点がやっぱり中心問題になると思ひますけれども、そこで環境庁にお尋ねいたしますが、この港湾を汚染するおもな原因と申しますか、汚染源というものは一体どこにあるのか、その点をひとつ環境庁の立場から明らかにしていただきたいと思います。

○政府委員(岡安誠君) 港湾の水質を汚染する原因は、やはりまず第一に、港湾に流入いたします河川による汚濁が第一でございます。それ以外につきましても、港湾に直接工場から排水が流入するということもあり得ると思ひます。大体、汚染原因は二つであらうというふうに考えております。

○加藤進君 そうしますと、環境庁の指摘される

ように、港湾の汚染の一番大きな原因というのが流入する河川によるものである。したがって、もつとふえんすれば、あるいは河川の沿岸の工場の廃棄物あるいは下水道等々の問題が出てくるかと思ひますけれども、そういう環境庁の指摘されるような公害の汚染源に對して、運輸省はこの法案によつてどういふふうな規制あるいは排除ができるというふうにお考えになるのでしょうか。

○国務大臣(新谷實三郎君) 環境庁のほうから御答弁がありました。それに反對するわけじゃないんですが、これは個々の港湾によつて違ふと思ひます。どこからどういふふうな汚染源が出てくるかということにつきましては、具体的な港湾によつて違ひます。工業港湾であります工場から排出されるものが一番大きい。それからまた、その港湾の面積が広くて河川がたくさん入つていふところ、大きな町や市でございまして、その都市の排出する汚染源というのが相当あると、港湾によつてこれは違ふと思ひます。一がいには私は言えないと思ひます。

しかし、そういうものについて、あとのほうのお尋ねの問題でございますが、この港湾法によつては完全に処理はできません。先ほど来申し上げておられますように、これにつきましては関係の各省が緊密な連絡をして根本的な対策を講じないと、今日でもなおこれは十分でございます。

一番今日やかましく騒がれております水銀を中心とした汚染につきましては、環境庁長官が、先般来、これはほうつておけないというんで関係各省と協議をいたしまして、もうお手元についていると思ひますけれども、一応の緊急な対策を樹立いたしまして、これに對して関係各省が協力し合ひに協力をして、連絡をしながら処理しようとして

いるやさきでございます。この港湾法だけではもちろんそういったものを根本的に排除する体制はできておりませんが、またそれは運輸省の組織法からいひましても、運輸省の権限外の事項が非常に多いのでございますから、これはやっぱり関

係各省が協力する以外には方法はないと考へます。

○加藤進君 ですから、私が質問したいのは、いまの公害諸法によりましてほとんどと港湾が汚染されていくわけですね、機能まで停止せざるを得ないというふうな状態にまでいくわけですね。したがって港湾の管理者あるいは行政の責任者からいふなら、そういう海洋の汚染、とりわけ港そのものの汚染について抜本的なやっばり措置を講じて得るような法的な保障が必要ではないか、それは港湾そのものについてばかりでなしに、港湾以外の、港湾そのものを汚染させるいわば原因に對してまで規制できるようなことが必要ではないかと。これは港湾法そのものの改正だけではどうも不可能だと思ひます。それなら、あえて他の公害防止諸法についても、関連の法規についてもこれを同時に改正する、こういうことによつて初めて港湾そのものの汚染が防止できるのじゃないかと思ひますけれども、その点はどうでしょうか。

○国務大臣(新谷實三郎君) ただいまの御質問でございますが、御意見として拝聴いたしておきます。

今日の公害関係の法律を見ましても、そういう面につきましてはまだ十分整つてはおりませんことは事実でございます。今後、関係各省とも相談をいたしまして、早急に法律的な根拠において、どこが、だれがどういふふうな方法でどうやるかというふうなことに對しては、なおこれは政府としては検討しなきやならぬ問題が残されておることとは事実でございます。

○加藤進君 そこで、港湾そのものの汚染を防止し、あるいは防除するということから申しまして、いま緊急に必要な施設というものは、そのための施設というものはどういふ内容のものであるか、どういふことをいま考へておられるのか。この法の改正に基づく具体的な施策について、簡潔にひとつまとめてお知らせ願ひたいと思ひます。

○政府委員(岡部保君) なるべくまとめて御説明

申し上げたいと存じますが、まずこれは大気等に
関係があるかと存じますが、緑地等の港湾環境整
備施設と呼んでおりますが、こういうものを整備
しなければならぬ。それから廃棄物処理施設、い
わゆる海洋汚染の廃棄物の焼却炉でありますと
か、そういうような処理をする施設、それから港
湾公害防止施設と呼んでおりますが、いわゆる遮
断緑地でございますとか、あるいは先ほどもちよ
つと御説明申し上げました導水の施設であるとか、
そういうような港湾公害の防止の施設、こういう
ものを港湾施設として追加いたしまして、この施
設の建設改良に国庫補助を行なうという新たな新
たなことを規定いたしました次第でございます。

それから、これはちよつと間接的になりますが、
港湾を計画するという際に、この環境問題とい
うのを非常に重視しなければならぬということ
で、まず一定の基準に適合したものでなければ港
湾計画はいけないうのだと、さらにその具体的計
画を作成するにあたっては、地方港湾審議会の意
見によつていろいろ環境問題も議論されるであ
ろうし、そういうような意見の反映が容易になる
ようにと、その計画の手法としてこれは追加いた
しました。

それから港湾管理者の業務といたしまして、た
とえば港湾区域内の廃船の除去でありますとか水
域の清掃でありますとか、そういうようなものを
管理者の業務として明定をいたしました。

それから、先ほどちよつとお話が出ましたが、
港湾管理者に臨港地区内の工場等の施設につ
いて一定の行為規制の権限を与えた。これはやはり環
境というのが非常に大きなウェートを占めてお
るわけでございます。

それから、そういうようなことをするのには、半
面、いわゆる管理者財政と申しますか、資金源の
問題がございますので、港湾管理者が環境整備負
担金を徴収し得るよういたしました。

それからあと、たとえば今回の法律で、港湾法
ではございませんが、海洋汚染防止法の一部改正
が一緒に入っておりますが、そういうようなこと

ろで、一定の船舶あるいはタンクとか油の積みお
ろしをする施設の管理者というものの、オイル
フェンス等の備蓄を義務づけたというような問
題。具体的には、そういうようなものが今回の法
改正によつて織り込まれた次第でございます。

○加藤進君 先ほど廃油の問題、油汚染の問題
が非常に重要だという点が強調されました。オ
イルフェンスだとかあるいは中和剤の問題も出まし
た。私もあの新潟のジュリアナ号の問題について
は多少調べさせていただいておりますけれども、
ともかく応急の措置をするためには油回収船が必
要だ、こういう問題が一つあのときの国会論議で
も出ていたと思うのです。油回収船はいまどの程
度整備されてきておるんでしょうか、何隻ぐらい
あるのでしょうか。

○政府委員(岡部保君) ただいま詳細な数字では
ございませんが、現在日本で油回収船といわれる
ようなもの、これは性能等々が非常にばらついて
おります。ただ一応油の回収船といわれておりま
すものは、残念ながら十隻以内でございます。
○加藤進君 大臣、お聞きになったでしょう。日
本は海に取巻かれております。各種の港湾があつ
て、その港湾の汚染を防止しなくちゃならぬ、防
除しなくちゃならぬというのに、油一つとてみ
ても、とにかく油回収船が十隻だ。ここからやっ
ぱり行政は直していかなければ、ほんとうの港湾
の環境整備は私は不可能だと思ひますけれども、
その点ひとつ、大臣、決意を簡潔に述べてくださ
い。

○国務大臣(新谷寅三郎君) 非常に予算措置が貧
弱でございます。油回収船が少くないということ
は御指摘のとおりでございますが、実は、今年度
から、少ない予算ながら、油を回収し、海をきれ
いに掃除する清掃船のようなものですね、それ
はたぶん三隻だったと思ひますが、瀬戸内とか東
京湾あたりに配備するために応急に検討しよう
ということ、予算措置は講じてあります。

ただ、いまおっしゃる通りに、海上保安庁関係
でも、油を船から流す全く不心得な船があります
から、それを監視・取り締まりをするようないわ
ゆる巡視船、これも非常に少ないんです。だから、
こういったものについては、公害だけじゃござい
ません、海上の交通安全を預かつておるんですか
ら、もし万一のことがあつたらたいへんな海の汚
染を引き起こしますから、監視船を強化するとか、
いまおっしゃつたような油の回収船をもつとふや
すとかいうことは非常に大事でございますから、
私も、来年度予算要求にあたっては、これに對し
て十分に対処できるような予算を要求したいと
思つております。

○加藤進君 油回収船の問題は一例として申し上
げたわけでございます。
ともかく環境庁も指摘されるように、海をよご
す汚染源はもう至るところにある、こういう現状
です。これに對して適切な有効な対応策をとらな
くちゃならぬということが、私は今度の改正の一
つの眼目になつてきておると思ふんです。した
がつてこの法案の改正点を生かしていくというな
ら、やはりこれに對するだけの行政措置を真剣
に考へて、年次計画を明確にして、ともに出すと
いうくらいに決意があつてしかるべきだと、こ
ういふふうに私は考へるわけであります。その点
は要望として申し上げておきます。

そこで、もうあとたいした時間ございませんけ
れども、六大港湾都市協議会から港湾法の改正に
ついても要望書というものがもう運輸省その他に
入つてきておると思ひます。この要望書の中で、
先ほど私が若干触れましたけれども、こういう点
が強調されております。『港湾の汚染は、当然の
ことながら、港湾それ自体から生ずるというより
もむしろ周辺の工場あるいは河川、下水道等
によつてたらされることが多い』これは環境庁の
指摘と大体私は同じだと思ひます。こう港湾の管
理者は見ておるわけですね。例外はあるかもしれ
ません。そこで「港湾管理者に對し、これら港湾汚
染の原因者に対する環境保全の見地からする規制
権および発言権を港湾法および関係法律に明文化
されるようご配慮願ひます。」こういう切々たる要

望があるんです。私は、この点については、運輸
大臣もそういうことは無理だなどとはおっしゃら
ないと思ひますけれども、その点は、今度の法案
の中にどのように要望が盛り込まれてきておるの
か、御説明をいただきたいと思ひます。

○政府委員(岡部保君) この点につきましては、
御要望も承つておりますし、私ども、法案を考
へる際に、ぜひ議論をいたしたところでござい
ます。

ただ、港湾法で、たとえばこういう河川の問題
あるいは下水の問題を処理するということは、ど
うも法体系としてなかなかむずかしい、表現が非
常にむずかしいでございます。それでは下水道法
あるいは河川法等の一部改正を、これと一緒に合
わしてやるということにしてはどうかということ
で考へまして、いろいろそれも検討をいたしまし
たんですが、それぞれ、河川法としては、河川でそ
ういう汚染をするというふうなのはもつてのほか
であるという規定はすでにあるわけでございま
す。したがつて、どうも変な話でございまして、
これは法律の問題ではなくて、先ほど先生もお
っしゃいましたが、要するに、ほんとうに行政する
上での問題である。したがつて、ほんとうにこれ
だけ環境問題が問題になつてくる時期でございま
すので、われわれとしても建設省とも十分連絡は
とつておりますが、いわゆる行政面での問題とし
て考へていこう。さらに実際にこの行政をいた
します先のほうのところ、言うなれば地方公共団
体というところでは、部局こそ違ひますけれども、
同じ地方公共団体が担当しているわけでございま
すから、そこら辺で十分やつていこうじゃないか
というふうなことで、今回の法改正では見送らざ
るを得なかつたというのが実情でございまして。

○加藤進君 ともかく、港湾の管理者が権限がな
いために、みすみす目の前に起つておるさまざ
まな汚染に對しては、手がつけられない。これは、
大臣、このままにしておいていいの。行政面だ
けですとおっしゃいますけれども、どういふ
うにやられたらいいんでしょうか。

望があるんです。私は、この点については、運輸
大臣もそういうことは無理だなどとはおっしゃら
ないと思ひますけれども、その点は、今度の法案
の中にどのように要望が盛り込まれてきておるの
か、御説明をいただきたいと思ひます。

○国務大臣(新谷實三郎君) 法律問題としてはなかなかむずかしい問題が含まれていると思うんですね。しかし港湾管理者は大体府県知事でございしますが、府県知事がやっぱりいろいろの法律で、河川につきましても上下水道につきましても、権限を持っています。ですから、同じ人が同じような権限を一方では持っているわけですね、港湾管理者として持つていないんです。ですから、そういうことで、いま政府委員が御答弁しましたようないろいろな経過はございましたけれども、行政措置で大部分片づくんじゃないか。中央のほうも中央のほうで、関係省の間で、そういった方針を——これはもうきまっておるわけですから、それを運輸省も建設省もあるいは通産省も地方へ流して、そうして行政措置によってこれは解決できる問題であらうというふうなことで、いまは過ごしてきているわけでございます。

しかし、先ほど来、各委員の方から御質問がございましたけれども、この港湾だけではなしに、日本の海洋汚染、公害の防除ということにつきましては、法制上も足りない点があると思います。こういった問題につきましては、先ほども申し上げましたが、関係各省がよく相談をいたしまして、必要とあればそれに対処するような新しい法制も考えなければならぬまい、こう思っておる次第でございます。

○加藤進君 その点について、環境庁はどういう御見解を持っておられるんでしょうか。

○政府委員(坂本三十三次君) なるほど、おっしゃいますように、港湾をながめてみればたいへん汚染されておるといふ御心配から、その管理者であるところの、知事さんが多くございまして、こういうふうな規制しろというふうな権限を、この港湾法に明記をしろというお話でございますが、おっしゃる気持ちには私も十分わかるような気持ちでございます。しかし、実は、この港湾法で汚染を押えるというよりは、やっぱり公害関係立法でもって、すでにたとえば水質汚濁防止法

もございまして、これで十分やっていけば、汚染をだんだん除去していけるはずであるわけでありまして、港湾の管理者は知事さんでありますけれども、公害関係の規制の第一線の責任者もまた知事さんであります。そういうような意味におきまして、法律としてはちゃんとございまして、それから第一線の知事さんが公害関係に規制の目を光らせれば、これはやはり相当な効果があるように行政的にも体系は整っておるんじゃないか。しかし、まあ要は現実があまりにも汚濁が進んでおるといふことからの御指摘であらうと思いますので、こういう関係法令あるいはまた行政指導につきましても、一生懸命やりまして、御期待にこたえたいと思っております。

○加藤進君 なお若干私は問題を整理してきまして、これで割愛させていただきますけれども、特に最後に運輸大臣に要望したいのは、せっかく公害の防除のために法改正までやるというふうな決意までされておるわけでございますし、法律もこうして改正案が出されておるわけでありまして、ぜひこれに見合うような公害防止環境保全のための行政措置をひとつ環境庁その他とも十分協議して、積極的に進められるように要望したいと思っておりますので、その点の御決意を最後にお聞きして、私の質問を終わりたいと思います。

○国務大臣(新谷實三郎君) 御要望というよりも、これはむしろわれわれの責任でございますから、行政運用の面におきましては、法律の御審議の際に申し述べましたような方向に向かしまして、最大限の努力をいたします。

○委員長(長田裕二君) 本連合審査会はこれにて終了することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(長田裕二君) 御異議ないと認めます。よって、連合審査会は終了することに決定いたしました。

これにて散会いたします。

午後零時五十二分散会。